

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
実施方針（案）等に関する質問への回答書

令和3年10月8日

海上保安庁

1. 実施方針（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	4	1	(1)	イ	(イ)	公共施設等の種類	「本施設」の定義が別途資料1-1用語の定義と相違しております。定義の統一をお願いいたします。	「本施設」とは、給油施設、回転翼機格納庫・駐機場（離発着場含む）、船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他の施設を指します。
2	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設等の所在地等	敷地は、第十管区保安本部長が土地所有者から借受契約を締結しており、要求水準書に添付の参考資料2-2-1（青色部分）に示す部分について借受財産として、とあり。参考資料2-2-1（青色部分）に出入りする部分は、借受資産ではないと推測され、当該場所へは借受資産でない当該所有者の敷地を通して、20年間の長きにわたり、出入りすることになると思うが支障はないのでしょうか。	「参考資料2-2-1（着色部分）に示す部分について借受財産として」と記載しています。つまり、計画対象地への接道も借受財産の一部となります。
3	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設等の所在等	①「国有財産使用許可書の条項に準じた条件」とは具体的にどのような条件でしょうか。②借受契約の詳細（通常の土地賃貸借契約であるか、借地借家法に基づく定期借地権であるかなど）についてご教示ください。借受契約により少なくとも本事業の事業期間がカバーされる土地の利用権原が確保されているという理解でよろしいでしょうか。また、万が一借受契約が事業期間中に終了してしまった場合の処理（リスク分担を含む。）についてご教示ください。③本事業においては一定の土壤汚染が発生する可能性があるかと存じますが、借受契約の契約内容を踏まえ、土壤汚染リスクについての整理をご教示ください。	①実施方針公表時に示します。 ②土地賃貸借契約です。土地の利用権限は海上保安庁にあり、PFI事業者は本施設の整備を行い、所有権を海上保安庁に引渡し、本施設の運営・維持管理を行います。土地賃貸借契約がPFI事業期間中に終了する場合は事業契約書に整理しますが、その場合のリスクは海上保安庁にあるものと考えます。 ③土壤汚染については地歴から見てほばないものと考えていますが、土壤汚染が発見された場合のリスクは海上保安庁が負うものとしします。
4	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	「事業に供される公共施設等」と記載が続いておりますが、ここで、公共施設以外を示すの「等」という表現には、どのような公共施設以外のものを想定されていますか。	具体的に想定するものではありません。
5	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	敷地を事業者に使用させるとありますが、事業者側への費用負担は一切なく、無償で使用できますか。	ご理解のとおりです。
6	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	敷地を事業者に使用させるとありますが、対象地の土地所有者は、土地所有者として使用料が免除されるようなことはないでしょうか。	PFI事業者は無償で敷地を使用させるものであり、使用料自体が存在しません。
7	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	事業者における土地の使用については、施工を行う施設整備期間と維持管理・運営期間とで、使用する範囲が大きく異なりますが、その期間ごとに沿った国有財産使用許可書を事業者へ都度ごと、交付いただくことになりませんか。	国有財産使用許可書に準ずる資料をPFI事業者へ交付します。
8	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	国有財産使用許可書を事業者のSPCへ交付いただくことで事業者SPCが利用できることとなる理解ですが、この使用許可書をもって、事業者SPCと、その構成員と協力企業、またこれらから発注や委託を受けて事業活動を行う企業すべても、使用ができるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	国有財産使用許可書を事業者のSPCへ交付いただくことで事業者SPCが利用できる仕組み上、特に施設整備期間の施工時における使用対象地の原状回復義務が、事業者に発生するとの理解でよいでしょうか。	国有財産使用許可書の様式には現状回復義務が規定されていますが、使用許可を得た国有財産上に民間事業者の施設等が整備される場合の規定であり、本事業においてはそれに該当するものではありません。
10	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	参考資料2-2-1の着色部分には、埋め立て地を大きく迂回する大型車両などの通行経路部分が着色されていませんが、大型車両の通行に対して、対象地の土地所有者と別途手続きや契約を行う必要がありますか。	外周路の鍵の管理は第10管区海上保安本部が行っており、土地所有者及び隣地事業者へ施行計画書を抜粋した資料等により工事概要の説明をして頂き、説明後に外周路の使用が許可され、海上保安庁より事業者へ鍵を貸与します。常時施錠または交通誘導員の配置が必要となります。
11	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	参考資料2-2-1の着色部分には、埋め立て地を大きく迂回する大型車両などの通行経路部分が着色されていませんが、大型車両の通行に際して、事業者側に土地所有者に対して借地料や通行対価の支払が発生する場合、この費用も、事業者側で負担をする必要がありますか。	PFI事業者にて負担する必要はありません。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
12	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	敷地面積の図中に、「参考資料2-2-1～2-2-4水色枠部分」とあるが、参考資料2-2-1にしか水色枠がないように見受けられますが、参考資料2-2-2, 2-2-3, 2-2-4にも、発色されていない水色部分がpdf上にありますか。	「参考資料2-2-1～2-2-4水色枠部分」は誤記ですので、実施方針公表時に修正します。正しくは、「参考資料2-2-1水色枠部分」です。
13	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	参考資料2-2-1(着色部)とありますが、参考資料2-2-1の土地使用面積図のpdfには、「参考資料2-1-1」と左肩に記載があります。どちらが実施方針(案)の記載と、参考資料の左肩の記載、そして、公募資料が公開されたHPのいずれの標記が正しいでしょうか。	参考資料の左肩「参考資料2-1-1」は誤記ですので、実施方針公表時に修正します。土地使用面積図は参考資料2-2-1となります。
14	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	この敷地へ侵入する際、土地所有者の通用門や土地所有者が設置しているフェンスバリケードを通過する必要があると思料していますが、これらの通行にかかわる土地所有者への手続きは、どのようなものがあるでしょうか。	事業者が第十管区海上保安本部に使用申請を提出し、第十管区海上保安本部が地権者と協議を行います。
15	4	1	(1)	イ	(ロ)	公共施設の所在等	この敷地へ侵入する際、土地所有者の通用門や土地所有者が設置しているフェンスバリケードを通過する必要があると思料していますが、これらの鍵の管理は、どのようにになりますか。	事業者選定後に協議を行います。
16	5	1	(1)	カ	(イ)	本施設整備業務	事前調査業務で、施設整備期間の当初、敷地の地盤ボーリング調査を行いたく計画しておりますが、現状で国交省の栈橋工事のケーソンを置くコンクリート基礎があります。これらはいつごろ撤去されますか。	ケーソンを置くコンクリート基礎については令和5年3月までに撤去される予定です。原状回復(盛土撤去・整地)は令和5年4月頃となります。ただし、工事の進捗により撤去の時期が異なります。
17	5	1	(1)	カ	(イ)	本施設整備業務	事前調査業務で、施設整備期間の当初、敷地の地盤ボーリング調査を行いたく計画しておりますが、このタイミングでこれらが撤去されないなかで、計画とは別の場所で地盤調査を行い、対象地盤を想定して施工に入るような状況となった場合、施工中に地中障害が発覚した場合のすべてのリスクについては、事業者が実施したくてもできなかったボーリング調査であるため、海上保安庁に帰属するとの理解でよいですか。	計画予定地の一部において別途工事が令和5年3月まで実施されている予定であり、当該場所を避けてボーリング調査、測量等の調査を行ってください。その上で、質問の様な事項が発生する場合、地中障害物に係るリスクは海上保安庁に帰属します。
18	5	1	(1)	カ	(イ)	本施設整備業務	施設整備にかかる建設工事業務において、施工対象地には、現状で国交省の栈橋工事のケーソンを置くコンクリート基礎と、その基礎のために盛土がされていると拝見しております。これらは、事業者の施工開始時には、すべて撤去され、地盤も水平な状態で引き渡されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	5	1	(1)	カ	(イ)	④設計業務	②の「施設整備にかかる設計業務」との違いをご教示ください。	誤記ですので、実施方針公表時に修正します。②と④の違いはありません。
20	5	1	(1)	カ	(イ)	⑨施設の引き渡し業務	要求水準書(案)に当該業務の項目がございませんが、同別添資料4-7施設整備業務に関する成果物のうち、工事完了時に提出を求められているものと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	5	1	(1)	カ	(ロ)	維持管理・運営業務 a②維持管理業務	当該項のa②維持管理業務に必要な什器備品等保守管理業務について。什器備品等保守管理業務とは具体的にどのような業務か明示ください。	給油作業において必要となる物品等の調達・管理等を想定しています。
22	5	1	(1)	カ	(ロ)	a③長期修繕計画策定・実施	大規模修繕に関する業務は含まないという理解でよろしいでしょうか。	別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、また、要求水準書(案)第5章第3節1(2)(d)では点検周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めることを規定しています。これらを踏まえた維持管理に係る提案を頂くこととなります。
23	5	1	(1)	カ	(ロ)	維持管理・運営業務 a⑤整備施設周囲の環境保全	当該項のa⑤整備施設周囲の環境保全について。整備施設周囲とはどの範囲を指すか図面で明示ください。また、環境保全とはどのような業務を、何に基づき実施する必要があるのか水準をお示しください。	実施方針公表時に示します。環境保全業務とは、上記範囲での清掃(ごみ回収、処分)、植栽管理(植栽を計画する場合)です。なお、給油配管周辺の環境保全等については給油施設に係る維持管理業務に含めることとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
24	5	1	(1)	カ	(ロ)	維持管理・運営業務 b③燃料在庫管理業務（A重油、ジェット燃料）	当該項のb③燃料在庫管理業務（A重油、ジェット燃料）について。事業者側でジェット燃料の在庫管理業務を実施するためには、受入日時、受入数量、出荷日時、出荷数量等の入出庫情報が必要ですが、受入および出荷業務を担う帰責者は、海上保安庁との理解でよろしいでしょうか。また、諸情報を事業者側に明示する具体的な方法（明示頻度やタイミング、明示頂くデータ）についてお示しください。	受入業務（受入作業）はPFI事業者、重油の出荷業務はPFI事業者、ジェット燃料の出荷は海上保安庁の業務範囲となります。受入の対象となる重油・ジェット燃料の手配は海上保安庁の業務範囲となります。重油、ジェット燃料の残量はPFI事業者側で管理可能と考えており、ジェット燃料に係る出荷（回転翼機への給油）量のPFI事業者への通知、PFI事業者から海上保安庁への残量（在庫量）の通知方法については、要求水準書（案）第5章第2節4による給油施設運営マニュアル策定時等の際、海上保安庁とPFI事業者の協議により決定することとします。
25	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価は割賦での支払い、維持管理・運営業務に係る対価については半期毎に支払うとありますが、設計及び建設に係る対価の支払いは年度毎でしょうか、半期毎でしょうか。	各年度1回、期初の元金均等方式による支払を想定しています。なお、第1回支払は、本施設の引渡し時（令和6年9月30日）を想定しており、以降は各年度4月1日が支払日となります。
26	5	1	(1)	キ	-	支払に関する事項	設計及び建設等に係る対価については、全額割賦にて支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により支払うとありますが、割賦の支払いサイクル（たとえば、四半期毎か、半期ごとか、年度かなど）については、どのようなになりますか。	No. 25の回答を参照してください。
28	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により支払うとありますが、割賦の支払いサイクル（たとえば、四半期毎か、半期ごとか、年度かなど）も、事業者からの提案となりますか。	No. 25の回答を参照してください。
29	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により、「供用開始から事業期間中に」支払うとありますが、最終の割賦支払時期について現段階でお示しがありません。事業期間終了よりも先に割賦で支払を終えるような支払を想定されていますか。	No. 25の回答を参照してください。事業期間終了年度前に割賦支払が終わることは想定していません。
30	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により、「供用開始から事業期間中に」支払うとありますが、「供用開始」と同時に、第1回目の割賦支払いが行われるとの理解でよいでしょうか。	施設の引渡し（令和6年9月30日）と同時に第1回目の割賦払いを行います。併せてNo. 25の回答を参照してください。
31	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	維持管理・運営業務に係る対価について、要求水準書案73ページに想定給油回数などの記載がありますが、実際に業務を行った給油回数に応じて支払がなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。固定料金部分に加え、従量料金的に給油回数に応じて支払いを行います。
32	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	維持管理・運営業務に係る対価について、「半期ごとに実施する業務内容に応じた額を支払う」とありますが、維持管理・運営費用総額を期間按分にて平準化して支払うということではなく、修繕など含め、実施実績に応じて支払うということでしょうか。修繕計画が変更になった場合、支払総額は変更されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により、「供用開始から事業期間中に」支払うとありますが、LIBORの年内廃止などで基準とすべき金利が不確定ななかで、事業期間も20年間と長期であり、期間中の金利変更など、再設定することで相場変動リスクを回避する仕組みの導入についてはどのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
34	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	維持管理・運営に係る対価を「供用開始から事業期間中に」半期ごとに支払うとありますが、維持管理・運営期間の20年にわたり、半期ごとに、事業者が設定した固定額（分割額）が支払われるのでしょうか。それとも、その半期中に事業者が発生した「業務内容に応じた」経費にかかるサービス対価を請求できるのでしょうか。	No. 32の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
35	5	1	(1)	キ	-	海上保安庁の支払いに関する事項	設計及び建設等に係る対価を事業契約書に定める額で割賦により、「供用開始から事業期間中に」支払うとありますが、「供用開始」とは、引き渡しが行われる「令和6年9月」でしょうか。それとも、維持管理・運営期間の開始となる「令和6年10月」でしょうか。	支払いについては、No. 30の回答を参照してください。 なお、供用開始は令和6年10月です。
36	6	1	(1)	キク	-	支払いに関する事項と事業スケジュール	契約の締結がR4年9月、事業整備期間がR4年10月からR6年9月となっています。実施設計が終わる時期をR5年5月と想定した場合、契約を結んで半年以上経過しての着手となる事から、物価上昇等が想定されます。その物価スライドを工事着手時に調整して頂きたいと思いますが、その手法を、ご享受頂けますでしょうか。	入札説明書（案）に示します。
37	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	実施方針（案）p31（4）今後のスケジュールにおける引渡し日が「令和6年3月31日」となっていますが、p6の「事業スケジュール（予定）」では令和6年9月となっております。どちらが正しいでしょうか。	引渡し日は、令和6年9月30日とします。
38	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	令和6年9月中の引き渡し日から、令和6年10月1日の維持管理・運営期間開始日までの期間(数週間から数日)で、格納庫や備品庫などへ海上保安庁が手配する備品などを搬入するとの理解でよいでしょうか。	引渡し日は、No. 37の回答を参照してください。 施設の供用開始は令和6年10月1日とし、海上保安庁の備品等の搬入は10月1日以降に行います。
39	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	令和6年9月中の引き渡し日から、令和6年10月1日の維持管理・運営期間開始日までの前日までの期間(数週間から数日)については、管理統括責任者の常駐配置を求められず、一旦、事業者の管理を離れるとの理解でよいでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
40	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	令和6年10月1日の維持管理・運営期間開始日以降に、初回の燃料搬入管理業務(貯蔵への荷入れ)が行われるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	給油タンクの出来栄えを検査する上で、A重油のタンクへの注入が必要ですが、この際の荷受け業務は、施設整備期間に行われますが、維持管理・運營業務にかかる要求水準事項に則って、事業者が行うとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	6	1	(1)	ク	-	事業スケジュール(予定)	給油タンクの出来栄えを検査する上で、A重油のタンクへの注入が必要ですが、この際に注入するA重油も、結局は海上保安庁に払い出さされるため、これの購入費用も、海上保安庁で負担いただけるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施設引き渡し時のタンク残量分の燃料については、協議の上、海上保安庁が買い取ることとします。
43	6	1	(1)	コ	-	実施方針(案)および実施方針等に関する説明会等	すでに開催された1回目と、10月11日に開催予定の実施方針等説明会でのプログラムの違いはありますか。	実施方針（案）からの変更事項について重点的にご説明します。
44	7	1	(1)	サ	(ロ)	実施方針等に関する質問受付、回答公表	質問に対する回答は、「特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き」と記載がありますがその判断基準をご教示願います。	当該質問が、質問者が提案しようとする特定の技術に係る質問である場合等、質問及びその回答を公表する場合は質問者の知的財産権等を侵害する恐れのある場合を想定しています。そのような可能性がある場合は、質問者に対して予め質問及び回答の公表の可否を照会した上で適切に対応します。
45	8	1	(1)	シ	(ロ)	実施方針等に関する意見・提案の受付等	民間事業者等の創意工夫の提案等は、海保HP等にて公表する場合はございますか。	民間事業者等の提案内容等を海上保安庁のホームページ等で公表することは想定していません。
46	8	1	(1)	ス	-	実施方針等の変更	実施方針等の最初の開示時期はいつでしょうか。	令和3年10月中旬を予定しています。
47	10	2	(1)	-	-	落札者の決定に係る基本的な考え方	落札者の決定に当たっては、設計、建設及び維持管理・運營業務の対価の額、設計、建設及び維持管理・運営能力その他の条件を考慮することとするとのことですが、“その他”について具体的に示してください。	入札説明書（案）に示します。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
48	10	2	(1)	-	-	落札者の決定に関する基本的な考え方	「入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出し、」とありますが、入札価格における予定価格(入札上限価格)は公募時に公開されますか。	入札価格の公開は行いません。
49	10	2	(1)	-	-	落札者の決定に関する基本的な考え方	「入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出し、」とありますが、入札価格における最低制限価格の設定はありますか。	最低制限価格の設定は行いません。
50	10	2	(1)	-	-	落札者の決定に関する基本的な考え方	「入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出し、」とありますが、入札価格に対する最低制限価格は、公告時に公開されますか。	No. 49の回答を参照してください。
51	10	2	(2)	-	-	落札者の決定の手順及びスケジュール	本件公募にあたって、1社入札であっても、事業者公募が成立しますか。	ご理解のとおりです。
52	11	2	(2)	ウ	-	第一次審査結果の通知	「競争参加資格の有無を確認し、その結果を各入札参加者に通知する。」とありますが、通知の方法についてご教示ください。また通知は個別のみで行われHP等への掲載はないものとの理解でよろしいでしょうか。	通知方法は、電子調達システムで申し込みの場合はシステムから通知し、紙入札で申し込みの場合は担当者からメールで通知します。後段はご理解のとおりです。
53	11	2	(2)	ウ	-	第一次審査結果の通知	第一次審査結果の通知後すぐに、第一次審査結果を通過したコンソーシアム名やコンソーシアムメンバーの企業名の公開はありますか。	第一次審査結果通知後の応募者の具体的な社名等の公表は行いません。
54	11	2	(2)	エ	-	事業提案書作成説明会	「競争参加資格があると認められた入札参加者を対象に、個別に説明会を開催する。」とありますが、説明会への参加は構成員・協力企業にかかわらず全ての企業の参加が可能でしょうか。また、説明会は対面のみでの予定でしょうか。希望によりWeb等での参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 Webによる実施は現時点では想定していません。
55	11	2	(2)	エ	-	事業提案書作成説明会	「個別に説明会を開催する。」との記載がありますが、いわゆる対話方式のものと考えて宜しかつたでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	11	2	(2)	カ	-	ヒアリング	必要に応じてヒアリングを行うとありますが、ヒアリングが行われない第二次審査資料提出企業もあり得るのでしょうか。	ここでいうヒアリングは提案された第二次審査資料の内容に関する確認・照会等を想定しており、ヒアリングを行わないことも有り得ます。
57	11	2	(3)	ア	-	有識者委員会の設置	有識者委員会の委員の役職と氏名も入札公告時に公開されますか。	ご理解のとおりです。
58	12	2	(4)	ア	-	提出書類の内容	提出書類の内、②施設整備業務に関する提案について具体的な詳細を入札公告時前の実施方針の公表時にご教示願います。	入札公告時に示します。
59	12	2	(4)	イ	(イ)	提出書類の概要	「海上保安庁は、当該提出資料等の全部または一部を無償で使用する事ができる。」との記載がありますが、事業者との協議により、許可を得てからという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	12	2	(5)	-	-	入札参加者の参加資格の要件	本事業において「特定屋外タンク貯蔵所」とは、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第八条の二の三 第3項で定めるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	13	2	(5)	ア	(ロ)	入札参加者の構成等	①の内容となりますと設立会社の全議決権の2分の1を超えない範囲においては本事業と関係のない企業・団体・個人から出資を受けてもいいと解釈できうかと思いますが相違ないでしょうか。	構成員以外の事業者への出資は認めないこととします。
62	13	2	(5)	ア	(ロ)	入札参加者の構成等	設立会社の全議決権の2分の1を超えない範囲の出資者については、特段の条件や制限はないものと考えて相違ないでしょうか。	No. 61の回答を参照してください。
63	13	2	(5)	ア	(ロ)	入札参加者の構成等	「事業者の株主は①及び②の要件を満たすこと」とあるが、ここでいう事業者とは株式会社のことを指すため、「株式会社の株主」のすべてが①の要件(「構成員で議決権の1/2を保持」「構成員以外で最大出資を出してはならない」)を満たすとの条文指示は難しいため、『事業者の株主構成は、①及び②の要件を満たすこと』と読み替えています、この理解で正しいでしょうか。	No. 61の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
64	13	2	(5)	ア	(ロ)	入札参加者の構成等	事業者の株主は、原則として事業契約終了時まで株式の処分ができないとありますが、事業者に出資を行っている「構成員」の間で、株式の譲渡などを行うことは可能でしょうか。	基本的には認めませんが、事業者からの提案に応じ協議の上認めることとします。
65	13	2	(5)	ア	(ハ)	入札参加者の参加資格の要件	構成員のうち、代表企業については事業者に対する出資比率は最大となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	13	2	(5)	ア	(ハ)	入札参加者の構成等	代表企業が最大出資者でなくてもよいとの理解でよいでしょうか。	No. 65の回答を参照してください。
67	13	2	(5)	ア	(ニ)	入札参加者の参加資格の要件	第2項(5)ア(ニ)①～⑤に定める業務をいずれも実施しない企業に、事業者への出資のみを行わせることは可能でしょうか。 また、その場合は「入札参加者」には該当しないものと理解しておりますが、第一次審査・第二次審査において、当該企業の参加に関し何等か表明等を行う必要はありますでしょうか。	不可とします。
68	13	2	(5)	ア	(ニ)	④維持管理業務 ⑤運営業務	第1項(1)カ(イ)⑥の「維持管理・運営業務に必要な什器・備品等の調達・設置業務」は、第1項では「本施設整備業務」に分類されているようですが、こちらでは維持管理業務に分類されるかのようにも読めます。 「維持管理・運営業務に必要な什器・備品等の調達・設置業務」は、整備業務と維持管理・運営業務のいずれに分類されるか、明確化をお願い致します。⑤運営業務についても同様です。	④維持管理業務 本施設の維持管理業務について、(第1項カ(イ)⑥、(ロ)a)を(第1項カ(ロ)a)に修正します。(イ)⑥を削除。 ⑤維持管理業務 本施設の運営業務について、(第1項カ(イ)⑥、(ロ)b)を(第1項カ(ロ)b)に修正します。(イ)⑥を削除。
69	13	2	(5)	ア	(ニ)	入札参加者の構成等	②の建設業務において、「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない」とありますが、入札参加資格を持つ構成員の複数社で、共同施工型JV(甲型)を組んで、施工業務を担うことは可能ですか。この場合、出資比率に応じて施工をするため、具体的な施工業務の分担をお示しすることができない点で是非が分かれるものと想定して質問しております。	JVの運営形態及び組成員数は任意とします。
70	13	2	(5)	ア	(ニ)	入札参加者の構成等	②の建設業務において、「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない」とありますが、入札参加資格を持つ構成員の複数社で、分担施工型JV(乙型)を組んで、施工業務を担うことは可能ですか。この場合、施工における具体的な業務の分担をお示しすることができるため、可能であるとの理解をしております。	No. 69の回答を参照してください。
71	14	2	(5)	ア	(ト)	②人的関係	「人的関係」に関して、こちらの人的関係の範囲は、国土交通省による平成27年3月6日付け国地契第91号の『工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について』(001233279.pdf (mlit.go.jp))を参考にされているものと理解しておりますが、平成30年4月26日付け国地契第1号の『「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について』(001233278.pdf (mlit.go.jp))の内容が反映されておらず、社外取締役等に関しても、2.(5).(ト)②a.の規制がかかってしまうような記載となっておりますが、こちらについては平成30年4月26日付の『「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について』と同様、社外取締役等については適用が除外されるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、実施方針等でその旨を明記していただくようお願い致します。	ご質問の内容を踏まえ、『「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について』の内容を反映することとし、実施方針の公表時に改定します。
72	14	2	(5)	ア	(ト)	入札参加者の構成等	③で「組合とその組合構成員」とありますが、いわゆる同業者組合などの特定の組合に加入している企業Aと企業Bが、それぞれ別々の「入札参加者グループ」に構成員で参画していた場合でも、欠格事由となりえますか。	欠格事由には該当しません。
73	15	2	(5)	ア	(ト)	入札参加者の参加資格の要件	審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本関係・人的関係のある者が、入札参加グループの協力企業に該当しないアドバイザーとなることは可能でしょうか。	不可とします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
74	15	2	(5)	ア	(へ)	入札参加者の参加資格の要件	エイト日本技術開発、アール・アイ・エー・豊原総合法律事務所を入札参加グループの協力企業に該当しないアドバイザーとして起用することは可能でしょうか。	不可とします。
75	14	2	(5)	イ	(ト)	②人的関係 a について	一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合とありますが、社外取締役は除外されますでしょうか。	No. 71の回答を参照してください。
76	14	2	(5)	イ	-	入札参加グループの構成員の変更等	13頁(ホ)では「入札参加者を構成する企業の変更は認めない」とありますが、14頁(イ)では、「入札参加表明書の提出後、構成員の変更及び追加は原則として認めない」とあります。「協力企業」の変更及び追加については、13頁(ホ)の記載に従い認められないとの理解で宜しいでしょうか。	協力企業の変更は原則として不可とします。
77	14	2	(5)	イ	-	入札参加グループの構成員の変更等	構成員の変更及び追加について規定されていますが、協力企業の取り扱いはどうになりますか。	No. 76の回答を参照してください。
78	14	2	(5)	エ	-	入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	SPCの経営管理を担う企業が入札参加者の構成員となる場合、入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件を満たしていれば、個別の参加資格要件はない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	14	2	(5)	エ	-	入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	実施方針案 p 1 4 エ 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件（ホ）において、入札参加グループの構成員のいずれもが満たす要件の一つとして、「各省各庁」から指名停止措置を受けていない者とされており、一方で、第十管区海上保安本部が公表している「第十管区海上保安本部入札・見積者心得書」の「第6 入札等の無効に関する事項」の（13）においては、「第十管区海上保安本部長」から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者に限定しています。本事業における参加資格要件は、「第十管区海上保安本部入札・見積者心得書」と比較しても指名停止措置の対象となった者の範囲が広範囲と考えられるので、「第十管区海上保安本部の入札・見積者心得書」の規定に準拠し、本事業における参加資格要件も、「第十管区海上保安本部長から指名停止措置を受けていない者」としていただくことは可能でしょうか。	「一次審査資料の提出の期限日から、開札の日までに、海上保安庁次長又は第十管区海上保安本部本部長から指名停止措置を受けていない者」とします。
80	15	2	(5)	オ	④	④ 設計企業の参加資格要件	④の ii で、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡以上が実績として必要でしょうか。	④ ii について「本事業で整備する回転翼機格納庫の規模以上の」を削除し、「航空機格納庫（固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）」の設計実績を求めるものとします。
81	15	2	(5)	オ	④	④ 設計企業の参加資格要件	④の ii で、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡の95%となる4423.675.7㎡以上の実績が必要でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
82	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。諸室面積としては目安であるとのことですが、今回の肝ともいえる格納庫(機体格納スペース)としてお示しのある2908.8㎡以上の機体格納スペースを持つ格納庫の設計実績があれば、十分でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
83	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	設計企業の参加資格要件④ii「本事業で整備する回転翼機格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績」について、「本事業で整備する回転翼機格納庫の規模」は、24頁記載の回転翼機格納庫棟の最大面積4,656.5㎡との理解で宜しいでしょうか。(説明会でコメントありましたが書面での再度の確認となります)	No. 80の回答を参照してください。
84	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	④-i i 設計実績として格納庫規模以上(4,656㎡)が求められていますが、格納庫(3,500㎡)+庁舎(2,500㎡)の隣接した一体の計画で、合計6,000㎡の設計実績は、今回の要件に該当しますでしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
85	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	格納庫棟の実績として単体で4,281.09㎡の実績を有しており、設計企業の参加資格要件の規模4,656.5㎡以上には若干不足していますが、今後参加資格要件の緩和のお考えはありますでしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
86	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加要件	①下記i及びiiの両方の実績を有することが必要という理解でよろしいでしょうか。②複数の者で分担する場合、A社がiの実績をB社がiiの実績を持っていれば、本④の実績は充足されるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。併せてNo. 80の回答を参照してください。
87	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績が求められますが、記載がないので、国外実績でもよいでしょうか。	結構です。
88	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の設計実績が求められますが、制限の記載がないので、過去●●年以内などの実績制限はないとの理解ですがよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
89	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	<p>④のiiに「設計実績があること」と記載がありますが、この実績の範囲を確認させてください。設計実績は発注者からの直接契約であれば問題ないと思いますが、確認したいのは、設計施工で受注した建設会社が発注者となり、設計を設計事務所に発注した場合、資格ありと判断いただけるかの判断です。</p> <p>事例として防衛の物件で、設計施工発注の一括発注で、施工会社が受注して設計のみ社外の設計事務所と契約する場合、或いは設計事務所を保有している建設会社の場合は、設計事務所の下請けとして設計事務所に発注するケースがあります。 設計実績には変わりがないため資格ありと推察しますが如何でしょうか。</p> <p>また、それを証明する書類としては、以下がありますが有効なものをご指示ください。 ①格納庫を受注した建設会社と交わした設計契約書、 ②設計を発注した建設会社が発行する証明書 ③設計者が発注者に提出する重要事項説明書（建築士法第24条の7）の文中に 設計者として記載がある文書 ④設計者が発注者に提出する重要事項説明書（建築士法第24条の7）の文中に 設計の一部を委託する場合の委託先記載欄へ設計事務所名の記載がある場合 ⑤設計図の下請負人記載欄に記載がある場合（防衛の場合記載する欄があります） ⑥設計を実施したことを登録する機関への登録書又は発行書面（コリンズ、公共建築協会公共設計者情報センターなど）</p>	<p>当該防衛省の物件は設計実績として認められます。 実績を証明する資料としては、契約書の写しを提出するものとし、当該契約が格納庫のものであることが証明できる資料等を添付してください（設計図等を想定しているがそれに限らない）。</p>
90	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	<p>④で、企業の実績が求められますが、防衛省発注工事では、図面などのデータを外部公開できないため、どのような方法で実績確認を行うのが良いでしょうか。実績確認に必要な書類などをお示しいただけますと幸いです。</p>	No. 89の回答を参照してください。
91	15	2	(5)	オ	④	設計企業の参加資格要件	<p>設計企業は、建設企業が業務を兼ねても問題ないと解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
92	15	2	(5)	オ カキ	-	参加資格要件	<p>配置予定の技術者の資格・実績に関する要件について、その確認や対応には相応の期間を有する可能性があることから、入札公告時の提示より前倒しての提示をご検討頂けませんでしょうか。</p>	入札説明書（案）に示します。
93	16	2	(5)	カ	-	参加企業の資格要件	<p>建設業の資格入札については、九州地方整備局長許可、海上保安庁（第十管区保安本部長許可）の他、国土交通省港湾空港部の資格決定が必要となりますか。</p>	実施方針（案）第2章（5）カに示す通りです。
94	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	<p>業種区分について「電気設備工事業」、「機械設備工事業」とありますが、正しい表記でしょうか。ご確認をお願いします。（電気工事業、管工事業等ではないでしょうか。）</p>	誤記ですので、実施方針公表時に修正します。正しくは、「電気工事業」「機械器具設置工事業」です。
95	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	<p>建設企業の参加資格要件①について、2者以上の場合は、いずれかの者が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」を満たせばよいとの理解で宜しいでしょうか。（説明会でコメントありましたが書面での再度の確認となります）</p>	ご理解のとおりです。
96	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	<p>建設企業の参加資格要件①について、2者以上の場合は、いずれかの会社が「建設工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級を満たしていれば、良いとの解釈でよろしいでしょうか。②、③の要件は満たす前提での質問となります。</p>	No. 95の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
97	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	建設業務を複数の者が分担して行う場合には、それらすべての企業が「建設工事業」「電気工事業」「機械器具設置工事業」のAをそれぞれ持つておく必要はなく、分担して担う者いずれかで、3つの工事業のAを持ち寄ればよいとの理解でよいでしょうか。	No. 95の回答を参照してください。
98	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	建設業務を複数の者が分担して行う場合には、いずれかの企業が「建設工事業」「電気工事業」「機械器具設置工事業」のA等級を持っていれば良いため、これらの等級を持たない会社(たとえば、「建設工事業」A等級未満の地元企業)も建設企業として参画し、これらA等級の企業とJVを組んで施工にあたることは可能でしょうか。	No. 95の回答を参照してください。
99	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	後段の「2者以上の場合には、」については、例えば、給油施設と格納庫の各施設の工事を別々の単体企業やJVで工事を担当する場合や、同じ施設でも建築や設備など工種別で分担したりするケースが想定されますが、いずれにせよ、複数の建設企業が、全体として各工事業のA等級を充足していればよいということでしょうか。	No. 95の回答を参照してください。
100	16	2	(5)	カ	①	建設企業の参加資格要件	「A」等級の要件は、2者以上の場合には1者ですべてを満足すればその1者以外の者には不要と考えてよろしいでしょうか。(「A等級」を何ら有さない会社も、建設企業となれるかの質問です。)	No. 95の回答を参照してください。
101	16	2	(5)	カ	②	建設企業の参加資格要件	「提案内容に対応する建設業法の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上であること。」とありますが、この場合の「提案内容に対応する建設業法の許可業種」とは具体的に何を指しておりますか。	建設業許可業種の内、本実施方針(案)2(5)カ①に示す国土交通省一般競争参加資格審査の業種区分に対応している業種です(土木一式工事、建築一式工事、その他)。
102	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	①下記i及びiiの両方の実績を有することが必要という理解でよろしいでしょうか。 ②複数の者で分担する場合、A社がiの実績をB社がiiの実績を持っていれば、本④の実績は充足されるという理解でよろしかったでしょうか。 ③「なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。」の趣旨は、JVが建設企業として建設にあたる場合において、JV出資比率20%以上の者が、下記の実績を有していなければならないという趣旨でよろしいでしょうか。	①②③ともにご理解のとおりです。
103	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	iiの施工実績について、「本事業で整備する回転翼機格納庫の規模以上」とありますが、規模とは具体的に何を指しますか。実施方針案24ページ4.(3).イ.(i)回転翼機格納庫棟の最大面積4,656.58㎡以上の延床面積である施工実績を有すればよいのでしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
104	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の施工実績が求められますが、本事業で整備する(i)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡以上が実績として必要でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
105	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の施工実績が求められますが、本事業で整備する(i)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡の95%となる4423.675.7㎡以上の実績が必要でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
106	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の施工実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。諸室面積としては目安であるとのことですが、今回の肝ともいえる格納庫(機体格納スペース)としてお示しのある2908.8㎡以上の機体格納スペースを持つ格納庫の施工実績があれば、十分でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
107	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	資格審査申請時に施工実績を証するものを提出する必要があると思われませんが、どのような提出物を想定されていますか。設計、工事監理、維持管理実績も併せてご教示をお願いします。	No. 89の回答を参照してください。
108	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④で、企業の実績が求められますが、防衛省発注工事では、図面などのデータを外部公開できないため、どのような方法で実績確認を行うのが良いでしょうか。実績確認に必要な書類などをお示しいただけますと幸いです。	No. 89の回答を参照してください。
109	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の施工実績が求められますが、記載がないので、国外実績でもよいでしょうか。	No. 87の回答を参照してください。
110	16	2	(5)	カ	④	建設企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の施工実績が求められますが、制限の記載がないので、過去●●年以内などの実績制限はないとの理解ですがよいでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
111	16	2	(5)	カ	④	特定屋外タンクについて	特定屋外タンクの「特定」とはどのようなものを指しますか。	危険物の規制に関する政令第3条の2の3を参照してください。
112	16	2	(5)	キ	②	工事監理企業の参加資格要件	特定屋外貯蔵タンクは建築基準法の適用を受けず、消防法が適用され、タンク本体は機械系、基礎・地盤については土木系の技術基準が適用されるとの認識です。総務省の所管団体である危険物保安技術協会が設計審査を行い、施工中の検査も地元消防当局や同協会の立会、書類提出で対応しており、一級建築士による工事監理は例が無いと認識しています。本要件は、回転翼機格納庫のみを対象としていると理解してよろしいでしょうか。	一級建築士による工事監理の対象は、回転翼機格納庫及び船艇用品庫、給油施設監視棟が対象となります。
113	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	①下記i及びiiの両方の実績を有することが必要という理解でよろしいでしょうか。②複数の者で分担する場合、A社がiの実績をB社がiiの実績を持っていれば、本④の実績は充足されるという理解でよろしかったでしょうか。	①②ともにご理解のとおりです。
114	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の工事監理実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡以上が実績として必要でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
115	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の工事監理実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼機格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。最大面積としての4656.5㎡の95%となる4423.675.7㎡以上の実績が必要でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
116	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④のiiで、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の工事監理実績が求められますが、本事業で整備する(イ)回転翼格納庫棟の最大面積については実施方針案や要求水準書案で4656.5㎡と示され、そのうえで、この95%~100%の延べ床面積を設計するように求められており、「本事業で整備する格納庫の規模」が不明確です。諸室面積としては目安であるとのことですが、今回の肝ともいえる格納庫(機体格納スペース)としてお示しのある2908.8㎡以上の機体格納スペースを持つ格納庫の工事監理実績があれば、十分でしょうか。	No. 80の回答を参照してください。
117	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④で、企業の実績が求められますが、防衛省発注工事では、図面などのデータを外部公開できないため、どのような方法で実績確認を行うのが良いでしょうか。実績確認に必要な書類などをお示しいただけますと幸いです。	No. 89の回答を参照してください。
118	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の工事監理実績が求められますが、記載がないので、国外実績でもよいでしょうか。	No. 87の回答を参照してください。
119	16	2	(5)	キ	④	工事監理企業の参加資格要件	④で、タンクと、本事業で整備する格納庫の規模以上の航空機格納庫の工事監理実績が求められますが、制限の記載がないので、過去●●年以内などの実績制限はないとの理解ですがよいでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
120	16	2	(5)	ク	①	維持管理・運営企業の参加資格要件	資格要件の競争参加地域条件として「関東・甲信越」が「九州・沖縄」と併せて設定されている意図をご教授ください。	誤記ですので、実施方針公表時に修正します。正しくは、「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」です。
121	16	2	(5)	ク	①	維持管理・運営企業の参加資格要件	平成31・32・33年度国土交通省一般競争参加資格(全省統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」及び「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」または「B」等級に格付けされている者であることとありますが、平成31・32・33年度を令和01・02・03年度と読み替えて良いでしょうか。同様に、すべての項目における年号表記は、平成と令和を読み替えて良いでしょうか。	結構です。
122	16	2	(5)	ク	①	維持管理・運営企業の参加資格要件	①の「平成31・32・33年度」の部分は、「令和01・02・03年度」に読み替えてよいでしょうか。	No. 121の回答を参照してください。
123	16	2	(5)	ク	②	維持管理・運営業務の参加資格要件	②に記載されている「維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認可等)を有すること。」とありますが、具体的には要求水準書(案)別添資料5-2に記載してある「必要な資格」の欄に記載されているものと解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	16	2	(5)	ク	③	維持管理の実績について	i 特定屋外タンク貯蔵所(公共・民間発注を問わない)の維持管理実績には、実施方針案P5カ(ロ)維持管理・運営業務 b 運営業務の①~④に係る業務の実績が含まれると考えられるが、その理解で宜しいでしょうか。	維持管理企業と運営企業の参加資格要件をそれぞれ示すように修正し、実施方針公表時に示します。
125	16	2	(5)	ク	③	維持管理・運営企業の参加資格要件	ほかの業務における参加資格と比べて、維持管理における必要実績だけ、平成24年1月以降の実績が求められる特段の理由がありますか。	特段の理由はありません。
126	16	2	(5)	ク	③	維持管理・運営企業の参加資格要件	維持管理・運営企業の参加資格要件で、特定屋外タンク貯蔵所の維持管理実績が求められますが、自社が保有する特定屋外タンク貯蔵所へ自らで行った点検実績などでも、維持管理実績として認められますか。	認めます。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
127	16	2	(5)	ク	③	維持管理・運営企業の参加資格要件	維持管理・運営企業の参加資格要件で、特定屋外タンク貯蔵所の維持管理実績が求められますが、タンク施工会社などがメーカー点検などで実施する点検実績などでも、維持管理実績として認められますか。	認めます。
128	17	2	(6)	イ	-	審査及び落札者の決定	「設計及び建設並びに維持管理・運営能力その他の条件を評価」とありますが、「その他の条件」とはどのようなものが該当しますか。本事業においての特定事業は、「本施設整備業務」と「維持管理・運営業務」の2点だけご明示があり、「その他の条件」について評価されることがもしあれば、公募に参加する際の判断基準となるため、お示しいただきたいです。	入札公告時に示します。
129	17	2	(6)	イ	(ロ)	入札価格	予定価格の公表はありますでしょうか。	No. 48の回答を参照してください。
130	17	2	(6)	イ	(ロ)	入札価格	本事業の予定価格を開示いただけますでしょうか。	No. 48の回答を参照してください。
131	17	2	(6)	エ	-	落札者を決定しない場合	「公的財政負担の削減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合」とは、「海上保安庁が設定した予定価格よりも、いずれの参加者の入札価格も高額であった場合」と読み替えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	17	2	(7)	-	-	契約に関する基本的な考え方	SPC管理業務を行う企業が入札参加者とはならずSPCから直接受託することは可能でしょうか。	不可とします。
133	17	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立	特別目的会社の所在地は鹿児島市内に限定されますでしょうか。また、特別目的会社の所在地を本施設とすることは可能でしょうか。	特別目的会社を鹿児島市内に置くことは求めません。特別目的会社の本店登記を本事業地内とすることは不可とします。
134	17	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立	特別目的会社の所在地を本事業地内とすることは可能でしょうか。	No. 133の回答を参照してください。
135	17	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立	特別目的会社は貴庁の要求水準に基づき事業を行う株式会社であり、あくまでも本事業の事業主体は貴庁であることから、特別目的会社に事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	海上保安庁において判断するものではありません。現行の税法・地方税法等関連する法令等に基づくものとします。
136	18	2	(7)	イ	-	契約に関する基本的な考え方	「建設企業を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする」とありますが、P13「構成員」の定義からすると、「建設企業は構成員として必ず出資しなければならない」という理解になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	18	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立	本事業では、目的や性質の異なる複数の施設を建設するため、建築・土木・プラント設備・電気機械設備など施設ごとに工種が多岐にわたることから、特殊技術を持つ複数の専門建設企業が関与することとなります。そのため、より高度な専門技術を有する建設企業が、より数多く本事業に参画できるように、参画形態の柔軟性を高める必要があると思います。つきましては、建設企業が、特別目的会社への出資を前提する構成員としてのみならず、協力企業として参画できるように要件を変更していただければと思います。	No. 136の回答を参照してください。
138	18	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立に伴う契約手続き	代表企業及び建設業務を担う構成員は必ず出資することが求められますが、本件では建設業務を複数の会社で分担して担う場合も認められており、この場合でも、すべての建設会社が、漏れなく出資をしなければならないということでしょうか。	No. 136の回答を参照してください。
139	18	2	(7)	イ	-	特別目的会社の設立	なお書きに記載いただいておりますが、金融機関から本事業のために融資を受ける場合におけるSPCの株式への担保設定等については、基本的に承諾いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	19	3	(1)	-	-	事業者の責任の明確化に関する事項	別添資料3の不可抗力リスクへの対応も含め、事業全般のリスクに対し、海上保安庁にて付保予定の保険の種別、加入条件について、また事業者に加入を義務付ける保険の種別、加入条件についてお示しいただけますでしょうか。	海上保安庁で付保する保険はありません。事業者に加入を求める保険については、火災保険、第三者賠償責任保険等を想定しています。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
141	19	3	(1)	イ	-	事業者の責任の履行に関する事項	「履行保証保険付保等による設計・建設等工事期間中の履行保証を行うことを想定しています」とありますが、設計と建設双方をカバーする履行保証保険が必要でしょうか。または建設のみのカバーでも認められますでしょうか。	入札説明書（案）に示します。
142	19	3	(2)	ア	③	契約保証金の納付	「a 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結」する場合について、履行保証保険の被保険者は海上保安庁とする想定でしょうか。また、建設企業が履行保証保険を付保し、海上保安庁に保険金請求権の質権を設定するという点でもよろしいでしょうか。	入札説明書（案）に示します。
143	20	3	(2)	イ	(イ)	事業の実施状況の把握	海上保安庁が行う「事業者の財務状況を把握するための確認」とは、事業者が毎年度提出する決算報告書等にて確認をされるとの認識で宜しいでしょうか。	具体的な時期、方法については入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
144	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	基本設計・実施設計時については、「事業者等によって行われた設計が～」と記載されておりますが、事前の設計内容確認協議等は当然実施するものとして、正式な設計業務モニタリングは設計が完了した後の1度という理解でよろしいでしょうか。	具体的な時期、方法については入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
145	20	3	(2)	イ	(ハ)	維持管理・運営段階	d維持管理・運営段階について。海上保安庁は、維持管理・運営段階において、定期又は随時に業務の実施状況を確認し、要求水準が達成されているか維持管理・運営業務モニタリングを実施するとありますが、モニタリング対応のため、事業者側で準備すべき内容につき具体的にお示しください。また定期、随時という時期についても具体的にどのような頻度、時間となるか明示ください。	具体的な時期、方法については入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
146	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	モニタリング項目は要求水準が達成されているか否かという理解でよろしいでしょうか。	要求水準及び事業者提案事項が達成されているかを確認するために実施します。
147	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	本件では、事業者にて、基本設計・実施設計のスケジュールを設定して提案することと想定して計画しておりますが、この設計業務モニタリングに実施される「要求水準の確認」時期も、事業者側で設定を行えますか。	海上保安庁との協議のうえで決定することとします。
148	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	bで「建設基準法に規定される工事監理者を設置」と規定のある「工事監理者」は、工事監理企業から選任される職員との認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	cで規定されている海上保安庁で実施する「建設業務モニタリングの一部として実施する竣工モニタリング」は、事業者で実施する竣工検査を終えたうえで実施するとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	20	3	(2)	イ	(ハ)	実施時期及び概要	cで規定されている海上保安庁で実施する「建設業務モニタリングの一部として実施する竣工モニタリング」についても、施設整備期間としてお示しのある令和6年9月中までに受験しなければならないものでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な時期については海上保安庁との協議のうえで決定することとします。
151	20	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払の減額等	維持管理・運営業務の減額について、具体的には、どのような水準や判定基準で運用するか実施方針の公表と合わせて明示ください。また、減額の頻度、減額の計算方法、減額の精算方法について具体的にお示しください。	具体的な時期、方法については入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
152	20	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払の減額等	維持管理・運営業務の費用減額についての事業者側の帰責事由以外（海上保安庁の帰責事由、不可抗力帰責事由）の場合についてどのような商務条件となるかお示しください。	事業者に帰責事由がない場合は、基本的に維持管理・運営業務対価の減額はありませぬ。海上保安庁の事由や不可抗力により本施設の一部を使用しないなどの場合は協議によるものとします。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
153	21	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払の減額等	施設整備業務において、要求水準の未達がある場合に「維持管理・運営費又はそのほかの費用も併せて減額することができる」とありますが、要求水準に未達の施設整備事項がもたらす「維持管理・運営費の減額」とは、どのような施設整備の未達ケースで減額措置の発生が想定されますでしょうか。	具体的には入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
154	21	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払の減額等	施設整備業務において、要求水準の未達がある場合に「維持管理・運営費又はそのほかの費用も併せて減額することができる」とありますが、要求水準に未達の施設整備事項がもたらす「維持管理・運営費の減額」とは、どのような施設整備の未達ケースに応じて、どれほどの金額規模で減額実施されるものでしょうか。	具体的には入札説明書（案）に添付する「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
155	21	3	(2)	イ	(ニ)	改善要求、支払の減額等	本項目で記載のある「その他の費用」とは、どのような費用ですか。本件の特定事業項目は、「本施設整備業務」と「維持管理・運營業務」だけであり、これに係る「施設整備費」と「維持管理・運営費」以外のサービス対価は発生しないとの認識でした。	価格提案にあたっては維持管理費・運営費については業務に実際に要する「実費」を提案し、利益等は「その他の費用」として計上して頂くことを想定しています。入札公告時/入札説明書（案）と共に示す「事業費の算定及び支払方法」で詳細を示します。
156	21	3	(2)	ウ	(イ)	施設の完成検査	実施方針案のP-20 3. (2)イ(ハ)cで規定されている海上保安庁で実施する「建設業務モニタリングの一部として実施する竣工モニタリング」とは、こちらに記載のある「本施設の引き渡しを受ける前に、会計法第29条の11第2項に定められる検査」でしょうか。	竣工モニタリングと会計法第29条の11第2項に定める検査はそれぞれ別のものです。
157	21	3	(2)	ウ	(イ)	施設の完成検査	「検査の結果、本施設が事業計画に定められた条件に適合しない場合は事業者者に修補を求め、検査の合格をもって事業費のうち施設整備費を支払うものとする」との記載から、施設整備費の全額が、検査の合格をもって支払われるとの理解をしてよいでしょうか。	設計及び建設等に係る対価の支払いについては、実施方針（案）1. (1)キに記載のとおりです。
158	21	3	(2)	ウ	(ロ)	維持管理・運營業務の検査	ここでいう「各支払期」とは、実施方針(案)P-5 1(1)キでお示しのある維持管理・運營業務に係る対価の半期ごとの支払時期との認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	21	3	(2)	ウ	(ロ)	維持管理・運營業務の検査	維持管理運営期間は、令和6年10月から開始するため、ここでいう「各支払期の業務完了時」とは、一番最初では令和7年3月31日を指しますか。	ご理解のとおりです。
160	21	3	(2)	ウ	(ロ)	維持管理・運營業務の検査	維持管理運営期間は、令和6年10月から開始するため、ここでいう「各支払期の業務完了時」とは、一番最初では令和7年3月31日を指し、この日1日で、「会計法第29条の11第2項に定められる検査」を行うとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	22	4	(1)	-	-	立地に関する事項	接道を含む借地面積の102569.8㎡を示す図面は、今後開示いただけますでしょうか。	実施方針公表時に示すことを予定しています。
162	22	4	(1)	-	-	立地に関する事項	下水道が「なし」となっていますが、敷地内にある海上保安庁事務所に隣接する浄化槽へ、今回整備する給油施設監視棟や回転翼格納庫棟、船艇用品庫棟の排水を接続して流すことは可能でしょうか。	本事業では、合併浄化槽を新設する必要があります。
163	22	4	(2)	-	-	土地に関する事項	計画地は賃貸借契約により海上保安庁が確保することになっていますが、事業期間中、当該用地を確保するリスクについては海上保安庁の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	22	4	(2)	ア	-	特定事業に係る土地の無償貸与	特定事業の用に供するためというのは事業者が建設・維持管理・運営のそれぞれを行うための一切と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	22	4	(2)	ア	-	土地に関する事項	海上保安庁は、「土地の所有者である(株)IHI との間で上に示す土地に係る賃貸借契約等を締結する。」とありますが、賃貸借契約に無償貸与者である事業者が調印、もしくは何かしらの書面を交わす必要はありますか。想定があればご教示ください。	現時点では想定していません。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
166	22	4	(2)	ウ	-	土地に関する事項	本事業計画地について、土壤汚染に関する調査は行なわれておりますでしょうか。もし行われていれば、報告書等の関連資料をご開示頂けますでしょうか。 また、現時点で土壤汚染に関する調査が未実施であり、本件落札後に何らかの汚染が存在することが判明した場合、当該汚染の処理に係る費用は海上保安庁が負担し、事業者は費用負担の義務を負わないとの理解で宜しいでしょうか。	当該調査は行っていません。 後段はご理解のとおりです。
167	22	4	(2)	エ	-	埋設物等について	9/7(火)に東京会場にて開催された実施方針(案)に関する説明会において、雨水排水管については詳細資料がないため事業者側で調査するようコメントがあったものと認識しております。 一方で、本事業計画地全てについての調査をゼロベースで行うには過大なコストがかかり、本事業の目的である低廉なサービス提供に向けた提案の障害となる可能性が高いことから、調査や機能維持対応に関し事業者側がカバーすべき最低限の範囲を明確化頂くことは出来そうですでしょうか。	詳細図面はありませんが、実施方針公表時に雨水排水管排水口概略位置図を示します。なお、鹿児島船艇基地建築工事で確認した雨水排水管は以下のとおりです。 ・材質：ヒューム管(コンクリート製) ・寸法：φ800(外形930mm) ・埋設深さ：現場GL-1150mm ※既設船艇用品庫(浄化槽横)の位置に埋設されていた配管について ・勾配：1~2%程度
168	22	4	(2)	エ	-	埋蔵物等について	当該土地には、雨水排水管が埋設されている。とありますが、この土地の排水管等の図面は頂けないでしょうか。設計、工事等の検討時にあれば大変助かります。	No.167の回答を参照してください。
169	22	4	(2)	エ	-	埋設物について	雨水排水管の埋設状況をしめた図面は、今後開示いただけますでしょうか。	No.167の回答を参照してください。
170	22	4	(2)	エ	-	埋設物について	「雨水排水管が埋設されている」とありますが、位置及び構造等詳細を提示いただけるのでしょうか。	No.167の回答を参照してください。
171	22	4	(2)	エ	-	埋設物について	対象地の屋外照明用の電気配管もあるかと思いますが、これらの埋設状況をしめた図面は、今後開示いただけますでしょうか。	参照資料2-4-1を参照してください。
172	23	4	(3)	-	-	本施設の概要について	施設運用上必要な交通部分等がどこを指すのか不明です。具体的に例示していただけますでしょうか。	玄関、広間、廊下、階段室等の利用者が通行する部分の面積を指します。
173	23	4	(3)	-	-	本施設の概要について	「本施設全体の延べ床面積が海上保安庁の想定している6681.67㎡(下記諸室面積に交通部分等を含む全体面積)」とありますが、「n棟」「k棟」「s棟」の最大面積の合計値であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	23	4	(3)	-	-	本施設の概要について	「n棟」「k棟」「s棟」の最大面積の合計値が「本施設全体の延べ床面積が海上保安庁の想定している6681.67㎡(下記諸室面積に交通部分等を含む全体面積)」と記載があるため、各棟に記載のある最大面積には、「交通部分等も含む」面積であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	23	4	(3)	ア	(イ)	本施設の概要について	将来的な油種の変更につきましては、本事業外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	23	4	(3)	ア	(イ)	給油施設監視棟	給油施設監視棟は回転翼機格納庫棟及び船艇用品倉庫棟との合築とすることも可能とされており、回転翼機格納庫棟と船艇用品倉庫棟との合築についてはここでは記載がございませんが、要求水準書案50ページ(7 配置計画の条件)の記載により、回転翼機格納庫棟と船艇用品倉庫棟との合築も可能と理解してよろしいでしょうか。	合築を可能とする施設については、燃料施設監視棟と船艇用品庫棟です。実施方針公表時に修正します。
177	23	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	施設名称に室が付くものはすべて壁・床・天井のある建屋形式という意図でしょうか。	そのような意図はありません。室がつかない倉庫、トイレ等についても、要求水準を満たすために必要な場合は壁・床・天井を計画してください。
178	23	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	以下の表中でも使用しておりますが、「SPC職員」とは構成員や協力企業の従業員も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	23	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	SPC職員の執務室として設定のあるn1「給油施設監視室」とn2「給油施設庁務員室」の利用方法として、海上保安庁で想定のある利用用途はどのようなものがあるでしょうか。	海上保安庁が利用することは想定していません。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
180	23	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	n14「車庫(給油施設維持管理業務車)」に「油送施設維持管理業務車1台」と記載がありますが、この車も、事業者で用意し、海上保安庁に所有権移転する必要のあるものでしょうか。	業務車の駐車スペースについての記述であり、業務車自体の調達・海上保安庁への所有権移転を求めるものではありません。
181	23	4	(3)	ア	(ロ)	給油施設監視棟	n14「車庫(給油施設維持管理業務車)」に「油送施設維持管理業務車2台」と記載がありますが、この車の利用者は、海上保安庁の職員でしょうか。それとも、維持管理・運営業務を担う事業者でしょうか。	No. 180の回答を参照してください。
182	23	4	(3)	ア	(イ)	本施設の概要 屋外貯蔵タンク	国内で多く整備されている特定屋外貯蔵タンク本体は、消防法に基づく「鋼製容器」と認識しております。屋外貯蔵タンクの構造を「鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とされている理由があればご教示願います。	燃料タンクの構造については事業者提案によるものとします。
183	23	4	(3)	ア	(ロ)	回転翼機給油設備	給油施設監視棟の施設として「航空機燃料ポンプ室」及び「航空機燃料ハイドラント」は、回転翼機格納棟側の待機場の周辺に設置することによってよいでしょうか。	「航空機燃料ハイドラント」のみ待機場の周辺に設置することを想定しています。
184	23	4	(3)	ア	(ロ)	回転翼機給油設備	「航空機燃料ハイドラント」に「圧力給油及び重力給油の双方が必要」と記載されておりますが、双方を同時に稼働させることを考慮すべきでしょうか。	1か所のハイドラントで圧力給油・重力給油の双方から同時に給油することは想定していません。
185	24	4	(3)	イ	(イ)	回転翼機格納庫棟	「格納庫内大空間用冷房設備機器、送風機器、空気調和設備機器等」について、想定すべき能力値をお示しください。要求水準書案 別添資料4-3 諸室に関する要求水準では、熱中症対策、洗浄後の回転翼機機体の乾燥とありますが、仕様選定のため定量的な数値の提示をお願いします。	事業者の提案によるものとします。職員の作業時に快適な環境が保たれることを求めます(夏季28℃以下、冬季20℃以上)。 ・熱中症対策として冷房空調を稼働させる期間は年間180日(5月～10月)を想定 ・暖房は年間120日(12月～3月)を想定。 ・機体洗浄の頻度は週5回を想定。
186	24	4	(3)	イ	(イ)	回転翼機格納庫棟	k2の大扉戸袋スペースは、戸の形状によってn1数に増減があるものと理解ですが、こちらについても、格納庫の出し入れと密閉ができる仕組みと構造であれば、性能発注との認識で、自由に事業者提案できるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	24	4	(3)	イ	(イ)	格納庫大型扉	格納庫正面に設置する『大扉』の開閉機構、材質については、別添資料4-2 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表及び建築基準法に適合するものであれば特に問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	24	4	(3)	イ	(イ)	機体格納スペース	格納庫(機体格納スペース)に燃料等の危険物を予備に指定数量の1/5以上の保管することはないでしょうか。	想定していません。
189	24	4	(3)	イ	(イ)	回転翼機格納庫棟-格納庫	「回転翼機5機格納スペース」となっていますが、1列格納か2列格納か等格納時のレイアウト条件がありましたらご提示願います。また、格納レイアウトを考慮して中央部や大扉に柱の設置は可能でしょうか。	2列格納を想定しています。 なお、格納庫中央部や大扉には柱を設けない構造としてください。
190	25	4	(3)	イ	(ロ)	駐機場(エプロン)	鉄筋コンクリート造には、鉄網入り無筋コンクリート造も含まれると解釈してよいでしょうか。	性能を満たせば可とします。
191	25	4	(3)	イ	(ロ)	駐機場(エプロン)	本施設の概要にて『駐機場』に関しての規模及び要求事項の記載がありますが、『回転翼機離着スペース』に関する規模及び要求事項の記載がありません。どのように考えれば良いのでしょうか。「航空法」における『非公共用ヘリポート』また『場外離着陸場』のどちらで計画すればよいでしょうか。	実施方針(案)4.(3)(ロ)回転翼機格納庫の計画にあたっての留意事項を踏まえて提案してください。なお「場外離着陸場」として計画してください。
192	25	4	(3)	イ	(ハ)	回転翼機格納庫の計画に当たっての留事項	離着陸帯の大きさは25m角と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	25	4	(3)	イ	(ハ)	回転翼機格納庫の計画に当たっての留事項	E岸壁におけるN02バースに停泊する対象船舶の中の最の船舶の海面からの高さはどのくらいでしょうか。	進入経路と対象船舶の高さは特に関係ないと考えますが、ご質問の趣旨が分かりかねます。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
194	26	4	(3)	ウ	-	船艇用品庫棟《s棟》	※4で支持のある「各室の間仕切り壁については、パーテーション(防音タイプ)間仕切り等を採用する」と仕様指示があるのは、s7「船艇職員待機室」、s8「会議室」、s9「検査対応室1」、s10「検査対応室2」の連続的に配置する4つの部屋に対してだけとの理解でよいでしょうか。それとも、s3「指示室」、s4「見張室」、s5「船艇職員執務室」、s6「通信機械室」も含むでしょうか。	ご理解のとおりです。 s3～s10は一体の空間とし、s7～s10についてはパーテーション等の稼働の間仕切りを配置してください。場合によってはs3～s10を1室として使用することを想定しています。
195	26	4	(3)	ウ	-	船艇用品庫棟《s棟》	s3「指示室」、s4「見張室」、s5「船艇職員執務室」、s6「通信機械室」については、レイアウトの変更性を重視して、壁面を設けず、什器レイアウトの工夫などで合計146㎡を満たせば足りるような計画をしてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.194の回答を参照してください。
196	26	4	(3)	ウ	-	船艇用品庫棟《s棟》	事案発生時に海上保安部等の機能が失われた場合」との記載がありますが、どのような事案が想定されますでしょうか。	災害等の事象により、鹿児島海上保安部の施設等に損害が発生した場合等を想定しています。
197	27	4	(3)	ウ	-	船艇用品庫棟《s棟》	s30「官用車中型3台」と記載がありますが、施設整備において、この車両まで事業者で確保し、海上保安庁に所有権移転する必要はないとの理解でよいでしょうか。	官用車は海上保安庁で確保し、所有するものです。よって、事業者が調達する必要はありません。
198	28	6	(1)	-	-	本事業の継続に関する基本的な考え方	「事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める」とありますが、これらの想定される事由を、事業者側から提案し、海上保安庁と協議させていただく機会は、いつのタイミングでありますか。	本実施方針(案)に対する質問・意見、実施方針に対する質問・意見を踏まえて海上保安庁が設定します。事業者からの提案・それに係る協議は想定していませんが、事業者選定後の契約締結手続の中での対応は考えられます。
199	28	6	(2)	-	-	本事業の継続が困難になった場合の措置	諸般の感染症の流行に起因する業務遂行の一時的な停止も、ここ1、2年の世界的な情勢から察するに想像に難しくないですが、日本国全体や所在自治体の要請に応じて業務遂行がままならない事態は、ここでいう「本事業の継続が困難になった場合」に該当しないとの理解でよいでしょうか。	例えば昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等については不可抗力に含まれます。ご質問の場合が該当するとすればウ(イ)ですが、実際にそれに該当するような事象が発生した場合の協議、判断によります。
200	28	6	(2)	イ	(ロ)	本事業の継続が困難となった場合の措置	「増加費用」には金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	30	7	-	-	-	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	本項では、例えばコストが下がるなどの、事業者ならびに海上保安庁にとって望ましい法令・税制・財政・金融措置が出た場合への積極的な適応について双方が協調することが記載されていますが、例えばコストが上昇するような事態となる法令・税制・財政・金融措置に対しての事業者への支援についても、リスク分担表だけでなく、具体的な手続きにわたって、実施方針や公募資料で明示されますでしょうか。	財政上及び金融上の支援については現時点では具体的に想定していません。
202	30	7	(2)	-	-	財政上及び金融上の支援に関する事項	「財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は」とありますが、具体的には補助金や制度融資の活用という意味でしょうか。その場合、支援を受ける可能性については海上保安庁様よりご案内いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、関係省庁との調整(資料作成)の主体者は貴庁でよろしかったでしょうか。	財政上及び金融上の支援については現時点では具体的に想定していません。
203	31	8	(4)	-	-	今後のスケジュール	本施設の引渡し時期について、実施方針(案)では令和6年3月31日となっていますが、要求水準書(案)では令和6年9月末との表記があり一致しません。どちらが正でしょうか。	No.37の回答を参照してください。
204	31	8	(4)	-	-	今後のスケジュール	令和4年7月の落札者の決定から、令和4年8月の基本協定の締結までで、この間に月をまたぐ明確な理由がございますでしょうか。	基本協定の締結時期については現時点では想定であり、具体的には選定事業者との協議により決定します。月を跨ぐ理由は特にありません。
205	33	別添			-	ヘリポート格納庫用の計画敷地	施設配置イメージにおいて回転翼格納庫駐機場(エプロン)船艇用品庫用の計画敷地大きさは、南北方向132m、東西方向はいくつとなるのでしょうか。	約249mとなります。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
206	34	別添			(3)	リスク分担表	表中の△の意味合いが具体化されていませんが、特に(3)契約締結リスクの「上記以外の理由による契約締結の遅延・中止」は双方に△がついており、どのように理解すればよいでしょうか。特に昨今では、諸般の感染症による行動制限で、契約締結業務の手続き遅延が発言する確率が極めて高いと考えております。	国会の議決が得られない場合等を想定しています。
207	35	別添			(4)	リスク分担表	脱炭素化の国際潮流に合わせて、船舶の燃料にも国際法上の規制が叫ばれるなかで、この22年の長丁場に及ぶ事業期間において、海上保安庁の船舶のエネルギー源がA重油からほかの代替エネルギーに変更される場合には、リスク分担表①共通(4)政策変更リスクに当たるものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	34	別添			(5)	法令変更リスク	「法令度等の変更」とは「法令等の変更」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
209	34	別添			(5)	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令度等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの以外の法令の変更、新規立法の成立に関するものは事業者負担となっておりますが、具体的にどのようなことが想定されますでしょうか。	例えば、法人所得全般に係るような法令等の変更が想定されます。
210	34	別添			(5)	法令変更リスク	海上保安庁負担となる「本事業に直接関係する法令等」について、「本事業に直接関係する」の定義をご教示頂けますでしょうか。	本事業で使用する特定の物品等に係る税の新設等を想定しています。
211	34	別添			(6)	税制変更リスク	海上保安庁負担となる「本事業に直接影響を及ぼす税制」について、「本事業に直接関係する」の定義をご教示頂けますでしょうか。	本事業で使用する特定の物品等に係る税の新設等を想定しています。
212	34	別添			(7)	債務不履行リスク	「事業法規」とは「事業放棄」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
213	34	別添			(7)	債務不履行リスク	「事業者の事業法規」とありますが、「事業放棄」の誤植でしょうか。	No. 212の回答を参照してください。
214	34	別添			(8)	物価変動リスク ※1	一定程度を超える変動について、調整を行う上での指針等がございましたらご教示ください。	実施方針公表時に示します。
215	34	別添			(8)	物価変動リスク	※1「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」との記載がありますが、基準点となるのは、本案件の契約時点でのよろしいですか。また、一定程度の目安を具体的な数値でご提示ください。	ご理解のとおりです。
216	34	別添			(8)	物価変動リスク	施設整備期間中も調整の対象との理解でよろしいでしょうか。対象の場合事業者と協議のもと、必要資料や準備期間等を定めていただきます様よろしくお願ひします。	ご理解のとおりです。実施方針公表時に示します。
217	34	別添			(8)	物価変動リスク	物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」との記載がありますが、定量化のための基準は、どの時点で示されるのでしょうか。	入札説明書(案)に示します。
218	34	別添			(9)	第三者賠償リスク	事業者の負担は、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の劣化に起因する場合に限定いただけますでしょうか。	納入業者等の来場は想定されるため、第三者賠償リスクについては、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の劣化に起因する場合に限定しません。
219	34	別添			(9)	第三者賠償リスク	(9)第三者賠償リスクで「施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償」については、特に「施設の劣化」について、事業者側に対応すべき維持管理・運営業務の「修繕」で対応できるカバー範囲であれば事業者側のリスク負担との認識ですが、これら事業者による「修繕」での対応を大きく超えた劣化が起因した第三者への賠償は、事業者は責任を免れ、海上保安庁負担との認識ですがいかがでしょうか。	別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、また、要求水準書(案)第5章第3節1(2)(d)では点検周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めることを規定しています。これらを踏まえた維持管理に係る提案を頂くこととなります。その規定する範囲を大きく超えたと合理的に判断される事象についてはご質問のとおりです。
220	34	別添			(10)	不可抗力リスク	不可抗力事由による事業者の負担となる一定の金額とは、いくらになりませうでしょうか。	入札公告時に示します。現時点では、施設整備期間中は個々の事象により生じた損害の1%又は施設整備に係る対価の1%、維持管理運営期間中については、個々の事象により生じた損害額の1%又は維持管理業務に係る年間サービス購入料の1%のいずれか低い方を想定しています。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
221	34	別添			(10)	不可抗力リスク	※2「不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担」との記載がありますが、「一定の金額」を具体的にご提示ください。	No. 220の回答を参照してください。
222	34	別添			(10)	不可抗力リスク	(※2) 不可抗力事由が発生した場合、一定の金額までを事業者負担とするがあるが、具体的な分担金額の算定方法をお示しください。また、一定頻度で発生する可能性のある不可抗力、暴風、台風、突風、高潮、豪雨、火山灰の降灰などは、リスクとしてどの程度の頻度を事業者側でリスク検討すべきなのか具体的にお示しください。	No. 220の回答を参照してください。
223	34	別添			(10)	不可抗力リスク	不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては海上保安庁の負担とする。」との記載がありますが、定量化のための基準は、どの時点で示されるのでしょうか。	No. 220の回答を参照してください。
224	34	別添			(10)	不可抗力リスク	「不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては海上保安庁の負担とする。」とございますが、事業者負担については、一般的なPFI案件に倣い、施設整備期間中は施設整備に係るサービス対価の1%、維持管理運営期間中は年間維持管理運営に係るサービス対価の1%と理解して宜しいでしょうか。	入札説明書(案)に示します。現時点では、維持管理運営期間中については、個々の事象により生じた損害額の1%又は維持管理業務に係る年間サービス購入料の1%のいずれか低い方を想定しています。
225	34	別添			(10)	不可抗力リスク	脚注(※2)に「海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合～」とありますので、海上保安庁だけに追加費用等が生じた場合と読み取れますが、そうでなく、事業者が業務を遂行するために必要となる本施設の復旧費用など不可抗力への対応にかかる追加費用に関するものも含むと理解してよろしいでしょうか。(単に、不可抗力事由により発生する追加費用その他損害にかかる海上保安庁及び事業者の負担を事業契約書において規定するものと認識しております。)	海上保安庁だけに追加費用が生じる場合、とはどのような状況を想定しているのか不明ですが、そもそも海上保安庁に生じた損害とは、海上保安庁が業務を遂行するために必要となる本施設の復旧費用など不可抗力への対応にかかる費用等を含みます。本事業はいわゆるサービス購入型PFIであり、事業者が遂行する業務とは、海上保安庁が遂行すべき業務の一環をなすものです。
226	34	別添			(10)	不可抗力リスク	想定し得ないリスクに「感染症蔓延拡大」は含まれますか。	例えば昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等については不可抗力に含まれます。
227	34	別添			(11)	金利リスク	基準金利の下限は0%であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	35	別添			(1)	リスク分担表	工事着手に発注者起因による変更申請等の手続き業務が発生した場合は、②設計段階の(1)の上段の解釈と同様に、発注者負担の理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
229	35	別添			(2)	測量・調査リスク	「海上保安庁が実施した測量・調査等の不備等による損害」とありますが、これには、ボーリング実施地点の不足など、測量・調査の不足による損害も含まれますでしょうか。	参考資料として示した各種調査結果は参考として示しているものであり、要求水準書(案)第2章第3節で各業務の実施に必要な調査はPFI事業者の業務範囲と規定しており、「海上保安庁が実施した調査の数量不足」という考え方はそもそもありません。
230	35	別添			(3)	着工遅延リスク	「上記以外の要因」のうち、不可抗力による遅延の場合は協議とさせていただきますか。	「上記以外の要因による」を「事業者の責に帰すべき場合」と変更します。
231	35	別添			(3)	着工遅延リスク	天災等による着工の遅延も想定されますので、事業者の負担は事業者の責に帰すべき事由の場合に限定いただけますでしょうか。	「事業者の責に帰すべき場合」と変更します。
232	35	別添			(1)	工事費増大リスク	天災等による工事費の増大も想定されますので、事業者の負担は事業者の責に帰すべき事由の場合に限定いただけますでしょうか。	「事業者の責に帰すべき場合」と変更します。
233	35	別添			(1)	工事費増大リスク	不可抗力の場合は、「①共通」の「(10) 不可抗力リスク」に沿ったリスク分担となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
234	35	別添			(2)	工事遅延リスク	建設地以外の地域において発生した不可抗力による生産設備等の損傷により当該工事に供する部品、製品等の納期遅れによる工事遅延も不可抗力に含まれますか。	PFI事業者がコントロールすることのできない事象によるものとして、必要な対応等について協議を行います。
235	35	別添			(2)	工事遅延リスク	天災等による工事遅延も想定されますので、事業者の負担は事業者の責に帰すべき事由の場合に限定いただけますでしょうか。	No. 234の回答を参照してください。
236	35	別添			(3)	利用者対応リスク	本件における「利用者」として、海上保安庁及びその職員以外にどのような者が想定されますでしょうか。	本施設への来場者は海上保安庁職員に限りません。物品の納入業者等の来場も想定されます。
237	35	別添			(3)	利用者対応リスク	(3)利用者対応リスクについて、本件では利用者は「海上保安庁職員」だけに限定されるとの理解ですが良いのでしょうか。	No. 236の回答を参照してください。
238	35	別添			(3)	利用者対応リスク	「利用者」とは海上保安庁を指すのでしょうか。	No. 236の回答を参照してください。
239	35	別添			(3)	利用者対応リスク	利用者とはどのような方を想定していますでしょうか。利用者の定義をご教示下さい。	No. 236の回答を参照してください。
240	35	別添			(4)	情報流出リスク	リスクの対象は個人情報のみでよろしかったでしょうか。	情報流出リスクについては、個人情報に限らず本事業の実施に係る情報とし、リスク分担表の記述を変更します。
241	35	別添			(6)	施設・設備劣化リスク	(6)施設・設備劣化リスクについて、特に「施設の劣化」について、事業者側で対応すべき維持管理・運営業務の「修繕」で対応できるカバー範囲であれば事業者側のリスク負担との認識ですが、これら事業者による「修繕」での対応を大きく超えた劣化が起因した損傷については、事業者は責任を免れ、海上保安庁負担との認識ですがいかがでしょうか。	別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、また、要求水準書（案）第5章第3節1(2)(d)では点検周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めることを規定しています。これらを踏まえた維持管理に係る提案を頂くこととなります。その規定する範囲を大きく超えたと合理的に判断される事象についてはご質問のとおりです。
242	36	別添			(9)	事故リスク	「本庁」とは海上保安庁のことでよろしかったでしょうか。(11)(12)も同様です。	ご理解のとおりです。
243	36	別添			(9)	事故リスク	巡視船への給油作業に起因する事故を懸念します。給油作業時における「海上保安庁職員の立ち合い」若しくは「海上保安庁職員による給油作業後の確認」などの実施は想定されていますでしょうか。また、給油作業に起因する事故（巡視船の航行への影響など）の発生事例は過去にありますでしょうか。	巡視船乗組員の立ち合いを想定しています。後段については回答を差し控えます。
244	34	別添			-	土地の瑕疵に関するリスク	土壌及び地下水汚染等、土地の瑕疵に関するリスク負担者は貴庁という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	34	別添			-	用地確保に関するリスク	事業期間における事業用地の確保に関するリスク負担者は貴庁という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	34	別添			-	リスク分担表 共通	土地は「海上保安庁と土地所有者である㈱IHIとの間で土地賃貸借契約を締結する」とされていますが、土地にかかるリスクは、海上保安庁が負担すると理解してよろしいですか。	No. 244、245の回答を参照してください。
247	34	別添			-	地中埋設物に関するリスク	地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用は貴庁にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No. 167の回答を参照してください。
248	34	別添			-	リスク分担表	このリスク分担表で「本事業に直接関係する●●」と規定がある部分は、「本事業の実施に際して、事業者の対応コストが上昇する要因となるもの」との理解で、海上保安庁とリスク分担されるものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	34	別添			-	リスク分担表	リスク分担表の○、△の凡例と位置づけをお示しください。	リスク分担表の注記のとおりであり、具体的な数値等については入札公告時に示します。

2. 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1						目次	第4章第5節について、目次と実際の項目が整合していますでしょうか。ご確認をお願いします。	実施方針公表時に修正します。
2	1	1	1	—	—	要求水準書の取扱い	仕様その他により具体的に特定の方法が規定されていない場合には事業者にて適応基準等と同等と判断する方法を採用してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	1	4	(2)	—	要求水準書の規定の取扱い	参考資料0の参考リストにある資料すべては、第4節(2)における「参考として示す内容」であり、要求水準を示す書類ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1	1	5	(1)	—	適用基準等	「本事業の事業契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用する」とあります。入札から事業契約締結までの間に改定があり、応札者の提案内容、入札額算定の前提条件と異なる場合、事業契約締結後に、契約変更していただけると理解してよろしいでしょうか。	契約協議の際に、海上保安庁・落札者間で協議のうえで事業契約書（案）を変更し、適用基準等の改定に適用した事業契約を締結することとします。
5	2	1	6	—	—	事業期間終了時の水準	給油施設における給油タンクについては、事業期間終了時の状態確認を行う上で、内部が空でないことと実施できないが、このような状態確認に係るコストは海上保安庁負担との理解でよいでしょうか。	事業期間終了時の状態確認については、事業者様の負担で行っていただくことを想定しています。
6	3	2	3	1	—	地盤調査資料について	参考資料（地盤調査資料）には回転翼機格納庫、駐機場（エプロン）、船艇用品庫、給油施設の配置予定場所のボーリング資料がありませんが、ご提示いただけますでしょうか。	海上保安庁がボーリング調査を実施する予定はありません。
7	3	2	3	2	③	事業範囲	長期修繕計画策定・実施との記載がありますが、大規模修繕は含まないという考えでよろしかったでしょうか。	別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、また、要求水準書（案）第5章第3節1(2)(d)では点検周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めることを規定しています。これらを踏まえた維持管理に係る提案を頂くこととなります。
8	4	2	4	1	—	事業スケジュール	引渡日は令和6年9月末とありますが、実施方針(案)では令和6年3月31日となっております。どちらが正でしょうか。	引渡日は、令和6年9月30日とします。
9	4	2	4	1	—	事業スケジュール	「施設整備業務には、維持管理・運営業務の事業準備期間も含む」とあります。維持管理・運営業務の事業準備期間の対価は支払われないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4	2	5	1	(2)	敷地面積	鹿児島船舶用品庫（2019）計画通知書の配置図、敷地求積図のPDF及びCADデータをご提供下さい。またあわせて、現況地盤高さが分かる図面をご提供下さい。	実施方針公表時に参考資料としてPDFデータによるものを示します。後段についても実施方針公表時に示します。
11	4	2	5	1	(4)	敷地について	今回の業務範囲において、建築計画（申請）敷地としては、どの範囲を敷地範囲と考えたらよいかご教授下さい。（接道道路及び敷地境界等について）	参考資料2-1-1に示す着色部分の範囲です。
12	4	2	5	2	—	周辺の社会基盤の整備状況	参考資料2-4-1 電気設備工事（電灯・幹線）系統図1には、接道部から既存の船艇用品庫脇のキュービクルまで高圧用の予備配管が埋設されている。本事業での電力の引込み時の予備配管と上述の予備配管を兼用させて良いか明示ください。	兼用で問題ありません。
13	4	2	5	2	—	周辺の社会基盤の整備状況	参考資料2-4-1 電気設備工事（電灯・幹線）ハンドホールH1-13～照明灯No19間寸法図には、接道部からE岸壁まで既設の給水管（φ100）が引き込まれているが、本事業用の給水管を繋げても良いでしょうか。	接続可能です。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
14	5	2	5	3	(1)	土地所有者	土地所有者である㈱IHIは、民間事業者として本事業への参加は可能でしょうか。可能である場合、本件土地に係る情報或いは賃貸借契約を締結するうえで、海上保安庁との事前協議を行っていることが想像されます。これにより、他民間事業者と情報量が異なり、公平な競争が担保されないことを懸念しています。この点を踏まえ、ご見解をお示しください。	一般競争であることを前提に公平を保持し、土地所有者との協議を進めています。
15	5	2	5	3	(1)	特定事業に掛かる土地の無償貸与	機能を維持すべき埋設雨水排水管の材質、位置、寸法、埋設深さ、勾配が分かる資料をご提示下さい。	詳細図面はありませんが、雨水排水管排水口概略位置図を、実施方針公表時に示します。なお、鹿児島船艇基地建築工事で確認した雨水排水管は以下のとおりです。 ・材質：ヒューム管（コンクリート製） ・寸法：φ800（外形930mm） ・埋設深さ：現場GL-1150mm ※既設船艇用品庫（浄化槽横）の位置に埋設されていた配管について ・勾配：1～2%程度
16	5	2	5	3	(1)	埋設物等について	雨水排水管の埋設箇所が特定できる資料の開示をお願いいたします。	No. 15の回答を参照してください。
17	5	2	6	—	—	事業に必要と想定される根拠法令等	本事業にあたっては、海上保安庁様の借地を無償で貸与頂き、国有財産の使用許可を準用されることが前提とのことですが、事業者として事業用地の権限をどのように考えたら宜しかったでしょうか。どこに対してどのようなリスクを負うのでしょうか。	許可書の範囲内で土地使用の権限を与えます。また、リスクについても許可書に記載します。
18	7	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人、総括代理人直属のスタッフは、事業者である会社の従業員（直接籍を置く）である必要がありますか。構成員である会社の代表の会社（経営管理を担う会社）に籍を置いたままで、必要な業務を行う形で良いでしょうか。	統括代理人、統括代理人直属のスタッフは、第3章第1節4の規定を満たしていれば、必ずしも事業者である会社の従業員である必要はありません。
19	8	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについて、事業期間の各フェーズごとに主となる企業から選任することは可能でしょうか。もしくは、必ず代表企業から選任する等の制限はありますか。	統括代理人、統括代理人直属のスタッフの選任については、事業者様のご提案事項とします。
20	7	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	統括代理人と総括代理人のスタッフは、代表企業から選任するなど、人材を選任する企業に縛りはありますか。	No. 18、19の回答を参照してください。
21	7	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	統括代理人と総括代理人のスタッフは、記載がないため、現地常駐の義務がないとの理解ですが良いでしょうか。	最低限の職員を現地へ常駐させてください。なお、配置人数等についてはご提案頂く事項といたします。
22	7	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人および総括代理人直属のスタッフは、特別目的会社の委託先企業（構成員、協力企業）からの選任も可であり、現地への常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 18、19の回答を参照してください。後段については、No. 21の回答を参照してください。
23	7	3	1	4	—	事業者による事業の調整に関する事項	統括代理人と総括代理人のスタッフは、業務期間中の変更が可能でしょうか。	業務継続上必要な変更であれば可能です。
24	8	3	1	4	⑦	事業者による事業の調整に関する事項	「⑦その他事業の必要な調整と管理に必要な事項を実施すること。」とありますが、明確な事項をご教示ください。	現時点において具体的には想定していません。
25	8	3	2	4	—	事業者が締結する契約又は覚書等	引渡後の施設は貴庁の公有財産となる故、施設引渡後は貴庁にて火災保険・共済等に加入されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	8	3	2	—	—	経営等に関する書類の提出時期	「事業契約の締結後については5開庁日まで」とあります。事業契約締結後に提出が義務付けられている書類は、事業契約締結から5開庁日までに提出するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
27	9	3	2	4	(2)	契約又は覚書等の写し	「事業者は、海上保安庁以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合…10 開庁日前までに…当該契約書類又は覚書等の素案を海上保安庁に提出する。」とありますが、締結内容について海上保安庁からの承諾が必要でしょうか。またその場合、契約締結日までの10日間で承諾の有無について回答頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	締結内容については海上保安庁の承諾は不要です。
28	9	3	2	4	(2)	契約又は覚書等の写し	海上保安庁への契約書等写しの提出が不要となる「事業者の経営に影響が少ないもの」の定義、または例をご教示頂けますでしょうか。	個々の事案によります。
29	9	3	2	4	(2)	契約又は覚書の写し	海上保安庁に事前の契約書類ならびに覚書書面の提出が必要なのは、あくまで海上保安庁との本業務契約を結ぶ事業者である株式会社SPCであるとの認識でよいですか。	ご理解のとおりです。
30	9	3	2	7	①	計算書類等	事業者の決算期を毎年3月31日に設定する理由が何かありますでしょうか。	国の会計年度との整合性を確保するためです。
31	9	3	2	7	②	計算書類等	「毎年9月30日までの中間計算書類を海上保安庁に提出する。中間計算書類は、(1) a. に定める計算書類に準じるものとする。」とありますが、中間の計算書類については未監査のものとなる認識でよろしいでしょうか。また、中間の計算書類について、提出期日の想定がありましたらご教示ください。	前段はお見込みの通りです。 後段の提出期日は、概ね1か月程度をめどとしますが、協議により決定することとします。
32	9	3	2	7	④	計算書類等	④に規定のある「PFI-LCCの費用の項目及びその算出根拠資料」は、事業契約締結から当該引き渡し時点にまで生じた事業費の変更がなければ、提出しなくても済みますか。	事業費の変更がない場合にも、提出してください。
33	9	3	2	7	④	計算書類等	④に規定のある「PFI-LCCの費用の項目及びその算出根拠資料」は、事業契約締結から当該引き渡し時点にまで生じた事業費の変更額が1円でもあれば、提出する必要がありますか。	ご理解のとおりです。併せて、No. 32の回答をご参照ください。
34	10	4	1	—	—	施設整備の目標	「また、災害等発生時の拠点として使用するため、災害発生時にも給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫それぞれの有する本来の機能を維持し、災害等への対応が可能かつ強靱な施設とする必要がある。」とありますが、給油施設について本来の機能とはP43 4給油施設の設計条件に記載の要求事項全てでしょうか。又は非常時は同時給油不可等、制限をした運転を満足できれば良いでしょうか。	災害発生時においても要求水準書に示す施設性能が担保できることを想定しています。 非常時の対応については、事業者の提案によるものとします。
35	10	4	1	—	—	回転翼機給油設備	「災害等への対応が可能かつ強靱な施設」とありますが、災害時外部からの回転翼機燃料供給が断たれたことを考慮し、地下タンク20KLに『備蓄』的な考え方を考慮すべきでしょうか。	No. 34の回答を参照してください。
36	10	4	1	—	—	施設整備の目標	実施方針(案)説明会でご発言があったと記憶していますが、海上保安庁における給油施設整備は本件が最初と認識しています。今後、海上保安庁にて、本件以外でも給油施設を整備する計画、意向はあるのでしょうか。	本事業と直接関係しないため、回答いたしません。
37	10	4	2	2	—	海上保安業務活動等に関する施設整備	目次のタイトルは「海上保安庁の災害応急対策活動等に資する施設整備」となっております。いずれが正しいでしょうか。	正しくは、「海上保安業務活動等に資する施設整備」です。
38	11	4	3	1	(1)	a. 燃料タンク	事業期間中において、巡視船用燃料についてA重油からの油種変更の可能性はありますか	現時点では想定していません。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
39	13	4	3	3	(1)	関係法令の遵守	「基準値を超える汚染土壌が確認された場合は海上保安庁と協議の上、適切に処理を行うこととする」とありますが、仮に公表されている資料から想定されない、あるいは調査結果の無い部分から汚染土壌（地中障害物や埋蔵文化財含む）が発見され、対策費用が生じた時は「事業者にて予見出来ない汚染土壌」との位置付けのもと、貴庁がその費用を負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	13	4	3	3	(1)	関係法令等の順守 土壌調査	土壌調査に関して、行政との協議により調査、土壌処理発生費用については別途と考えますがよろしいでしょうか。	No. 39の回答を参照してください。
41	13	4	3	3	(1)	関係法令等の遵守	土壌汚染は原則無いものとして、万が一汚染土壌が発生した場合には、適切な処理にかかる時間と費用を別途頂けるものとしてよろしいですか。	No. 39の回答を参照してください。
42	13	4	3	3	(1)	関係法令等の遵守	汚染土壌の適切な処理に時間を要する場合、全体のマスタースケジュールにも汚染土壌の処理期間を新たに追加で見込むことができる考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	16	4	4	3	(1)	防災性	【技術的項目】が、他と違って2つに分けて記載がありますが、特別の意味がありますか。	誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
44	16	4	4	3	(1)	防災性	2つめの【技術的項目】(a)イにおいて、「高さが 4 5 m以下の耐震構造を採用した建築物への地震力に対する安全性について」と、2マスほど空白マスがありますが、脱字ではないでしょうか。	誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
45	18	4	4	3	(1)	(d)本施設敷地に関する耐震性能	「液状化に対する対策は次の条件を満たすこと。」とされております。これに関して以下の点をご教示ください。 1) ア.「各種ライフライン」の施設・設備の具体をお示しください。 2) 「各種ライフライン」には配管基礎も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 3) イ.「地盤の沈下により災害応急対策活動に必要な動線」には、管理用道路及び駐機場が含まれるという理解でよろしいでしょうか。 4) ウ.「側方流動」の発生が懸念される施設として何を想定されておりますでしょうか。 5) 「側方流動」に関連して、E・F岸壁の裏込部分の液状化対策も対象となりますでしょうか。	1) 上水道、電気、通信設備を指します。 2) ご理解のとおりです。 3) ご理解のとおりです。 4) 本事業で整備するものすべてです。 5) 給油配管を設置する部分以外については対象外です。
46	18	4	4	3	(1)	(d)本施設敷地に関する耐震性能	「本施設の内、災害応急対策活動に必要な部分」とありますが、具体的な対象範囲をお教えてください。また、災害応急対策活動の具体的な内容についてもご教示ください。	回転翼機格納庫（駐機場を含む）、船艇用品庫、給油施設、管理用道路の範囲を指します。 具体的な活動としては、巡視船及び航空機運航の支援です。
47	19	4	4	3	(1)	c. 対浸水 d. 対津波	鹿児島市のハザードマップより計画地は地震により発生する津波浸水1m以下の恐れのある部分が一部あるものの計画部においては確認されないことから、浸水対策は講ずる必要ないと考えてよろしいでしょうか。	本施設は災害応急対策活動を行う可能性があることより、第4章第4節3(1)c. d. に定める事項を満たしたものとしてください。
48	19	4	4	3	(1)	c. 対浸水 【技術的事項】 (a)	「浸水の原因となる水害のうち、高潮による水害について、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する」とあり、別添資料4-4-4では、「1. 高潮による浸水想定 大潮時の台風通過による高潮を想定。」と記載されています。入札の公平を確保するため、具体的な水位をご教示ください。	最大高潮偏差は、2.5mです。
49	19 20	4	4	3	(1)	対浸水、対津波	「原則として、杭基礎とする。」とありますが、対象となる施設・範囲をご教示ください。	回転翼機格納庫、船艇用品庫、給油施設です。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
50	20	4	4	3	(1)	d. 対津波	消防法の適用がないこと及び津波の既往発生頻度等から対津波は不要と考えていますが、当該タンクへの適用は必要でしょうか。 なお、国内で対津波を適用した燃料タンクの事例は気仙沼の1箇所と理解しています。	適用されません。
51	20	4	4	3	(1)	d. 対津波 【技術的事項】 (a)	「津波による最高の水位等は、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する」とあり、別添資料4-4-4では、2. 津波による浸水想定「災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」は、「鹿児島県沿岸における津波浸水想定（鹿児島県平成26年12月）」における「津波浸水予測図（「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面）」によるものとし、津波による最高の水位等は最大値を採用すること。」と記載されています。入札の公平を確保するため、最高の水位は、上記鹿児島県の資料に示される、鹿児島市市街地における最高津波水位であるT.P. +3.6mと考えてよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
52	22	4	4	3	(1)	i 対降灰対策	降灰の除去対策を講じることとありますが、施設整備の章に記載があるため、降灰についての対策を主眼とした施設仕様を必要とし、また、除去対策に資する施設仕様求められるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	22	4	4	3	(1)	i 対降灰対策	この、降灰の除去に関しては、事業者で実施する清掃業務とともに、海上保安庁職員で対応する降灰除去などの掃除(例えば格納庫など)にも資する計画であることが望ましいのとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	22	4	4	3	(2)	(a) 技術的事項 多重化、冗長化	屋外貯蔵タンク、給油(送油)施設の制御・計装システム構成について多重化、冗長化、バックアップの範囲等に具体的なご指定がありましたらご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
55	24	4	4	5	(1)	(a) 構造体	「構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できる」と技術的事項で明示がありますが、地震や津波などの大規模災害に見舞われないことが前提条件となる理解が良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	26	4	5	1	(2)	連担建築物設計制度の適用	連担建築物制度を適用する趣旨をご教示ください。(既存建物との可分不可分等)	既存建物を含む複数の敷地・建物を一体として合理的な設計を行う場合に、特定行政庁の認定により当該敷地群を一つの敷地とみなして接道義務・日陰制限等の適用を受けることを前提にしています。
57	26	4	5	1	(5)	f	玄関の建具はステンレス製とし、周辺開口部においても統一性を意識するように指定がありますが、同じく要求水準所案P-28 (6)内装計画の(f)で玄関ホールに木材の積極的活用とあり、どちらの統一性を重視すべきか、海上保安庁のお考えがありますか。	玄関の建具はステンレス製ですが、玄関ホール内の壁・天井・手摺等については、木材を利用して下さい。
58	27	4	5	1	(6)	a.(f)	玄関ホールには木材の活用が謳われていますが、同じく要求水準所案P-27 (5)外装計画の(f)で、玄関の建具はステンレス製とし、周辺開口部においても統一性を意識するように指定があります。どちらの統一性を重視すべきか、海上保安庁のお考えがありますか。	No. 57の回答を参照してください。
59	29	4	5	1	(6)	d.	「d. 天井 (c)」に「天井面に取り付ける各種設備機器は、機能確保上、法令上、等により規定のあるものを除き、天井から突出させない。」との記載がありますが、照明器具等はすべて埋込器具を想定するという考え方で宜しかったですでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	33	4	5	1	(10)	駐車場	駐車場の最小必要台数については、公募時にお示しがありますか。	最小必要台数は、15台です。
61	33	4	5	1	(10)	駐車場	駐車場の配置の必要な場所については、事業者提案でよいとの理解ですがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
62	33	4	5	1	(11)	駐輪場	駐輪場の配置の必要な場所については、事業者提案でよいとの理解ですがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	33	4	5	1	(11)	駐輪場	事業者用の駐輪スペースを配置してもよいでしょうか。	可能です。
64	33	4	5	1	(11)	駐輪スペース	駐輪スペースは屋根付きと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	34	4	5	1	(14)	屋上	公共施設の屋上に太陽光発電設備の設置義務化が議論される中で、本件施設におかれましては、本件施設整備とは別に、太陽光発電パネル等を設置するご予定はありますか。	事業者の提案によるものとします。
66	35	4	5	2	(1)	a. 共通事項 (g) 引込管路	電力及び通信引込は既存キュービクルより分岐にて引き込むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	35	4	5	2	(1)	a. 共通事項 (g) 引込管路	②通信引込にて、敷地境界から船艇用品庫棟まで必要な配管等を設けるとありますが、既存船艇倉庫から船艇用品庫棟までの配管と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	35	4	5	2	(1)	a. 共通事項 (g) 引込管路	電力の引込を既存キュービクルから分岐する場合、既存キュービクルに予備のVCBもしくはスペースはありますか。改修が必要になった場合、既存舟艇倉庫の一部もしくは全てを停電する必要がでてくるかと考えられますが、何か制約事項はありますかでしょうか。	既存キュービクルの仕様については実施方針公表時に示します。改修が必要な場合、既存船艇用品庫には通信設備・機械設備等もあるため事前調整が必要となりますが、短期的な停電作業については対応可能と考えています。
69	35	4	5	2	f	電気設備	「接地は統合接地方式とする」と記載がありますが、B種接地を別にしたほうがよいと考えられる場合でも、統合接地方式にしなければならないでしょうか。	統合接地方式とします。
70	35	4	5	2	m	電気設備	「0A盤等の見え掛かりは・・・」と記載がありますが、0A盤の色は既存施設と同じ仕様にしなくてはいけないといった指定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	35	4	5	2	o	電気設備	「UTPケーブルは用途毎にケーブルの色を分ける」と記載がありますが、貴庁が指定する用途毎の色の規定はあるのでしょうか。それとも事業者側の任意で決めてよろしいでしょうか。	色の規定はありません。
72	36	4	2	(1)	b	電力設備・動力設備	「(m) 官用駐車場には、車両毎に利用できるコンセントを設ける。」との記載がありますが、「実施方針(案) P24 (3) 本施設概要」の充電室のことでしょうか。または、充電室とは別に駐車場に充電用コンセントを設けるという認識でしょうか。	充電室は、回転翼機のバッテリーの充電を行う室の事です。よって、充電室とは別に駐車場に充電用コンセントを設ける必要があります。
73	37	4	2	(1)	d	電力貯蔵設備	蓄電池の容量の想定はありますでしょうか。	提案により太陽光発電設備を設ける場合を除き、電力貯蔵設備は必要ありません。当該項目は削除します。
74	37	4	5	2	(1)	c. 受変電設備(b)	高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化とありますが、キュービクル内配線を多重化するというのでしょうか。それとも既存キュービクル高圧き電盤から新設キュービクルまでの配線を多重化するというのでしょうか。	既存キュービクル高圧き電盤から新設キュービクルまでの配線を多重化することです。
75	37	4	5	2	(1)	d. 電力貯蔵設備(b)(c)	操作用・警報用電源に用いる直流電源装置と非常照明用の直流電源装置を別設備とするのにはどのような意図があるのでしょうか。	誤作動による影響を最小限にするためです。
76	37	4	5	2	(1)	c. 受変電設備(d)	月間力率98%以上を確保するとは、建築設備設計基準の計算書にて力率98%以上になるように機器を選定するというで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
77	37	4	5	2	(1)	c. 受変電設備(d)	既存キュービクルの高圧コンデンサ盤が空きスペースになっていますが、本計画にて当該スペースにコンデンサを追加するものと考えて宜しいでしょうか。また、既存施設の変圧器容量及び実際の力率値をご教示願います。	高圧コンデンサ盤の空きスペースを活用しても問題ありません。変圧器の仕様については実施方針公表時に示します。
78	38	4	5	2	(1)	g. 構内情報通信網設備(b)	海上保安庁の光通信ケーブルとありますが、一般回線を別途引込む必要はありますか。	船艇用品庫棟等で、海上保安業務で使用する電話回線(2回線)・通信回線(2回線)程度を予定していますが給油施設監視棟については事業者において必要な回線数を検討してください。
79	39	4	5	2	(1)	m. 監視カメラ設置(c)	監視カメラは録画機能付きとありますが、すべてのカメラで、それぞれ何時間の録画性能が必要であるかは、入札説明書(案)公表時にお示しいただけるとのことですが、その録画した動画を別のメディアに記録するための記録媒体については、海上保安庁による備品手配で賄われると認識でよいでしょうか。	事業者による維持管理に含まれます。但し、「船艇職員待機室で行う」との記載を「給油施設監視室で行い、監視制御機能は、船艇職員待機室にも備える」に記載を変更します。
80	39	4	5	2	(1)	n. 火災報知設備(a)	「受信機(総合操作盤)は船艇職員待機室に設置する。」とありますが、給油施設、回転翼機格納庫等、船艇用品庫棟、それぞれの消火設備について操作盤設置場所をご教示願います。	「主を給油施設監視棟に設置し、副を船艇職員待機室に設置する」に記載変更します。またそれぞれの操作盤については、要求水準書に示します。
81	40	4	5	2	(2)	b. 空調和設備	「空調システムの運用時の設定温度を夏季28℃、冬季19℃とする場合において、」との記載がありますが、一般空調の室内設定時温度条件と捉えてよろしいでしょうか。	実施方針(案)のNo. 185の回答を参照してください。
82	40	4	5	2	(2)	b. 空調和設備	「重要な室の空調機は、非常電源でも稼働できる構造とする。」とあります。重要な室を特定していただけますでしょうか。	要求水準書に示します。
83	42	4	5	2	(2)	f. 給水設備	記載の内容は理解致しました。1つ疑問があったので質問致します。巡視船へ物資の補給があると別途記載ありましたが、給水はどうするのだろうと思つての質問です。作業は別として、給水量が現在の計画より増えるのであれば設備(配管等)の増強が必要と思念のため確認させて頂きました。	必要ありません。
84	42	4	5	2	(2)	g. 排水設備(a)	ここで記載のある合併式浄化槽とは、敷地内の七ツ島巡視船基地に隣接している浄化槽のことでしょうか。	本施設で使用する合併浄化槽のことです。本事業にて新設していただく必要があります。
85	42	4	5	2	(2)	g. 排水設備	油水分離槽はエプロン部分は不要でしょうか。	必要です。
86	14 ～ 43	4	4 ～ 5			左記4節、5節建築物に関連する仕様等の記述	給油施設の内、P44(1)屋外貯蔵タンク等には適用されないと判断してよろしいでしょうか。また、該当する箇所があればご教示願います。	建築物付属工作物として該当する箇所について適用されます。
87	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	タンク形式は、「鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とされていますが、鋼製は不可でしょうか。	可能です。
88	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	タンク形式について、「構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的な構造」とあるが鋼製でもよろしいでしょうか。	No. 87の回答を参照してください。
89	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	耐震、耐風等の基本条件は他にも示されているが、屋外貯蔵タンクは当該頁の条件(原則、消防法)を優先して設計することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	風荷重が2種類示されていますが、入札の公正を期すため、消防法より速度圧2.05kN/m ² (≒風速60m/s)としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	屋外貯蔵タンクの腐れ代について法規以外に特別な要求はございますでしょうか。	海上保安庁から特別な要求はありません。関係法令を遵守した性能を確保してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
92	44	4	5	4	(1)	a. 屋外貯蔵タンクの基本条件	屋外貯蔵タンクの底板腐食対策の仕様についてご指定はありますか。	海上保安庁から特別の要求はありません。関係法令を遵守した性能を確保してください。
93	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	屋外貯蔵タンク、給油(送油)施設、地下貯蔵タンク及び付帯設備(JET燃料)の設備について自動化が必須なものはございますか。	事業者の提案によるものとします。
94	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	屋外貯蔵タンク、給油(送油)施設、地下貯蔵タンク及び付帯設備(JET燃料)において給油施設監視室又はその他の室で表示が必要な項目についてご指定がありましたらご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
95	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	屋外貯蔵タンク、給油(送油)施設、地下貯蔵タンク及び付帯設備(JET燃料)において給油施設監視室又はその他の室で操作が必要な設備についてご指定がありましたらご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
96	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	巡視船の軽荷喫水から給油口までの高さ及び満載喫水から給油口までの高さをご教示願います。	鹿児島港HWLから約10m程度とお考え下さい。 詳細については第一次審査通過者に対して示します。
97	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	設計条件とするタンカー船の軽荷喫水から払出ノズルまでの高さ及び満載喫水から払出ノズルまでの高さをご教示願います。	想定船舶は、1500kℓタンカーで、軽荷喫水から払出ノズルまでの高さを5m、満載喫水から払出ノズルまでの高さを3.5mで想定しています。 但し、海上保安庁において契約した業者が保有しているタンカーが同じ高さではない可能性もあります。
98	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	給油対象となる巡視船の大きさは6,500トン級、6,000トン級、3,500トン級、1,000トン級の4種類でしょうか。	ご理解のとおりです。
99	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油設備の配置	給油ホース接続の際、ホースの吊上げが必要となりますが、巡視船側に設置されているホイスト等を使用することはできませんでしょうか。	使用できません。
100	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 給油時の流量	巡視船2隻への同時給油との事ですが、岸壁及び各棧橋においては同時給油を想定しないとの考え方でよろしいでしょうか。	2隻同時給油を行う岸壁については事業者の提案によるものとします。
101	44	4	5	4	(1)	b. 給油(送油)設備 受入時の流量	タンカーからの受入量の測定はタンカー側の出荷量(船尺)にて管理するという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者において行う在庫管理と齟齬が生じないようにしてください。
102	45	4	5	4	(1)	c. 防火設備 その他	「計画にあたっては、鹿児島市消防局との事前協議により、計画する設備等が適切であることを確認すること」とありますが、消防局等関係官庁との事前協議可能な時期はいつからでしょうか。	特に指定はありません。
103	45	4	5	4	(1)	c. 防火設備	岸壁上の消火設備について、巡視船岸壁B、Cは移送取扱所の基準により泡モニター砲が整備されることになり、巡視岸壁Aは消防の判断に委ねられると考えています。現段階で市消防との事前協議は可能でしょうか。	No. 102の回答を参照してください。
104	45	4	5	4	(1)	d. 海上防災設備等	事業者にて整備するオイルフェンスの油吸着材については、20年維持管理期間で消耗材となる認識ですが、使用してくだかれた都度、事業者の費用負担にて、再度購入して配置する必要があるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	45	4	5	4	(1)	d. 海上防災設備等	オイルフェンス展開用作業船を整備することが事業者に求められていますが、こちらについても、PFI(BTO)スキームにより、施設整備期間終了後に、海上保安庁に所有権が移転する必要がありますか。	ご理解のとおりです。
106	45	4	5	4	(1)	d. 海上防災設備等	オイルフェンス展開用作業船を整備することが事業者に求められていますが、こちらの利用に係る船の燃料代も、維持管理・運営費用として事業者負担となるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	45	4	5	4	(1)	給油(送油)設備 オイルフェンス等	・油吸着材を配置すること(想定排出量1,000Klとする)とありますが、当施設は海洋汚染防止法第39条の三第二号に該当する施設で、同規則別表第二から、想定排出量は20Klになると解釈しておりましたが、当社の解釈が間違っておりますでしょうか。	想定排出量は20klです。想定排出量の2割に相当する量を処理できる油吸着材・油処理剤又は油ゲル化剤の備付けが義務付けられています。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
108	45	4	5	4	(2)	地下貯蔵タンク	JET燃料の給油流量のご指定はございますか。	給油圧力：1.5bar (21.7psi)、流量：250ℓ/分としてください。
109	45	4	5	4	(3)	給油施設監視棟	SPC職員という記載が見られますが、SPCから業務を受託する構成員（または協力企業）の職員も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	45	4	5	4	(3)	給油施設監視棟	SPC職員とはSPCにて雇用する職員ではなく、運営・維持管理業務の委託先企業の職員との認識でよろしいでしょうか。	No. 109の回答を参照してください。
111	45	4	5	4	(3)	給油施設監視棟	給油施設監視棟に監視室がありますが、監視装置に必要な機能をご提示頂けませんでしょうか。また、必要最小限の法定設備だけでよろしいでしょうか。	事業者の提案事項といたします。
112	46	4	5	4	(3)	給油施設監視棟 機械室・電気室・自家発電室	格納棟、船艇用品庫棟の機械室等と集約配置可能とあります。機械室内は海上保安庁職員とSPC職員が共用で利用してもよいと考えてよろしいでしょうか。	誰が使用しているかを踏まえたセキュリティ上の対応が計画されている場合には、可能とします。
113	46	4	5	4	(3)	給油施設監視棟 車庫	給油施設監視棟と格納庫棟を合築する場合、車庫のみは合築対象室から外れていますが出入口を分けることで基準法上1棟とすることは可能でしょうか。	給油施設監視棟と回転翼機格納庫棟を合築しないこととします。
114	46	4	5	4	(3)	給油施設監視棟	最大面積の『交通部分』とは何を指しているのでしょうか。	玄関、広間、廊下、階段室等です。
115	46	4	5	4	(3)	回転翼機給油設備	給油施設監視棟の施設として「航空機燃料ポンプ室」及び「航空機燃料ハイドラント」は、回転翼機格納棟側の待機場の周辺に設置することによろしいでしょうか。	「航空機燃料ハイドラント」のみ待機場の周辺に設置することを想定しています。
116	46	4	5	4	(3)	回転翼機給油設備	「航空機燃料ハイドラント」に「圧力給油及び重力給油の双方が必要」と記載されておりますが、双方を同時に稼働させることを考慮すべきでしょうか。	1か所のハイドラントで圧力給油・重力給油の双方から同時に給油することは想定していません。
117	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟	回転翼機5機の想定レイアウト及び入出庫方法、条件（奥の機体を出すのに通路が必要等）をご教示下さい。 また、想定機種寸法入り3面図をご提供下さい。	想定機種の三面図及び寸法がわかるものを添付します。
118	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟	回転翼機の輪荷重、車輪接地寸法（幅×奥行）をご教示下さい。	添付資料のとおりとなります。 機体重量は11トンです。
119	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟	使用するフォークリフトの仕様（定格荷重、寸法、輪荷重・接地寸法）、出入口の必要寸法（幅×高さ）をご教示下さい。	・フォークリフト（想定） 定格荷重：2～2.5トン 長さ：3.5m、幅：1.2m、高さ2.2m 車両重量：約3.5～4トン ・出入口（想定） 幅：3.5m、高さ：3m
120	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟	回転翼機の整備の際、最も高さを必要とする整備の内容、また必要有効高さをご教示下さい。	「減速機の交換」が最も高さが必要な作業となります。 必要有効高さは8.5mを想定しています。 （機体最大高さ約5m、減速機高さ約1.7m、吊り上げ器具等約1.8m）
121	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟 b. 諸室に関する事項	添付資料4-3の2に記載の「天井クレーン（格納庫全域をカバー・・・揚程10m以上）」とは、格納庫の全域にわたり梁下（天井高さ）を10m以上の揚程が確保できる高さが必要ということでしょうか。また、天井クレーンは1基で全域をカバーする考えでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は事業者の提案によるものとします。
122	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟 b. 諸室に関する事項	同上記載の「建物高さ14m程度」と記載があるが、上記梁下有効高さを確保すると建物最高高さを14m程度に抑えるには、鉄骨架形式（立体トラスの平面屋根）など限定的になると予想されますが、建物高さの限度について条件があれば提示願います。	条件は特にありません。
123	47	4	5	5	(1)	回転翼機格納庫棟	最大面積の『交通部分』とは何を指しているのでしょうか。	No. 114の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
124	47	4	5	5	(1)	格納庫大型扉	格納庫正面に設置する『大扉』の開閉機構、材質については、別添資料4-2 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表及び建築基準法に適合するものであれば特に問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	47	4	5	5	(1)	機体格納スペース	格納庫（機体格納スペース）に燃料等の危険物を予備に指定数量の1/5以上の保管することはないでしょうか。	想定していません。
126	48	4	5	5	(2)	b. 舗装に関する事項	空港土木施設設計要領（舗装編）には、ヘリコプターの考え方は記載がありませんが、タイヤ配置から固定翼機と同様の考え方で設計することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	48	4	5	5	(2)	b. 舗装に関する事項	空港土木施設設計要領（舗装編）に基づく場合は、理論的設計法となるため就航する機材別の交通量が必要となりますが、ご提示頂けませんでしょうか。	1日2機程度です。
128	48	4	5	5	(2)	駐機場（エプロン）	本施設の概要にて『駐機場』に關しての規模及び要求事項の記載がありますが、『回転翼機離発着スペース』に關する規模及び要求事項の記載がありません。どのように考えれば良いのでしょうか。「航空法」に關する『非公共用ヘリポート』また『場外離着陸場』のどちらで計画すればよいのでしょうか。	実施方針(案)4.(3)(ハ)回転翼機格納庫の計画にあたっての留意事項を踏まえて提案してください。なお「場外離着陸場」として計画してください。
129	48	4	5	5	(3)	回転翼機格納庫の計画に当たっての留意事項	離着陸帯の大きさは25m角と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	48	4	5	5	(3)	回転翼機格納庫の計画に当たっての留意事項	E岸壁におけるNO2バースに停泊する対象船舶の中の最大の船舶の海面からの高さはどのくらいでしょうか。	進入経路と対象船舶の高さは特に関係ないと考えますが、ご質問の趣旨が分かりかねます。
131	49	4	5	6	(1)	全般事項	船舶用品庫棟について、以下の入居人員、男女比をご教示下さい。 ・格納庫関連職員：司令、業務管理、航空機整備、通信、その他 ・船艇職員 ・その他	入居人数は約60名、うち20%を女性職員と想定しています。
132	49	4	5	6	(1)	全般事項	船舶用品庫棟について、職員の勤務体制をご教示下さい。	基本の勤務体制は8時30分～17時15分と想定しています。
133	49	4	5	6	(1)	全般事項	油脂庫1～3は、危険物貯蔵・取扱いに係るものとして、別棟で計画すると考えて宜しいでしょうか。	船艇用品庫棟内とします。
134	49	4	5	6	(1)	全般事項	仮眠室について以下の点をご教示下さい。 ・男性・女性を区分して設置すると考えて宜しいでしょうか。 ・ベッドはカプセルベッドとする必要があるでしょうか。	・ご理解のとおりです。 ・事業者の提案によるものとします。
135	49	4	5	6	(1)	全般事項	エレベーター設備が必要と考える宜しいでしょうか。 (多目的トイレを各階に設置するため)	ご理解のとおりです。
136	50	4	5	6	(1)	船艇用品庫棟	最大面積の『交通部分』とは何を指しているのでしょうか。	No. 114の回答を参照してください。
137	51	4	6	2	(1)	建設工事費コスト管理計画書の作成	建設工事費コスト管理計画書は、事業契約書に記載の内訳書と整合する必要があると記載がありますが、この内訳とは、官庁積算基準に則った費用明細の内訳である必要がありますか。事業契約の締結時に、官庁積算基準に沿った内訳書の作成が必要であるかの観点でおうかがいしております。	公共建築数量積算基準に則った種目別内訳、科目別内訳及び細分内訳の名称・数量・単価を記載して下さい。
138	52	4	6	1	(3)	コスト削減報告書の作成	コスト削減を比較するためのPFI方式によらない「施設整備業務」「維持管理業務」「運営業務」のコスト内訳明細などの情報をご教示ください。	選定事業者に対して情報を提供します。
139	52	4	6	2	(3)	コスト削減報告書の作成	施設整備費において、PFI方式によりコスト削減が図られるのは、応札時における、施設整備の計画段階での創意工夫によるものであり、あまり施工期間中に低減が生じるものではありませんから、「いつの」「どの」コストから削減を図ったのかがお示しづらく、そもそも予定価格が開示されないとコスト比較もできないのですが、どのような報告書のご提出をお求めでしょうか。	No. 138の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
140	52	4	6	2	(3)	コスト削減報告書の作成 b	本施設引き渡し時に、まだ業務を開始していない「維持管理業務」と「運営業務」のコスト削減の度合いを報告することは出来ないと理解しておりますが、どのような報告書を提出するのがよいでしょうか。	No. 138の回答を参照してください。
141	52	4	6	2	(3)	コスト削減報告書の作成	提案時点のコストですでにPFI方式のコスト削減効果は発揮されていると考えますが、ここでのコスト削減内容の整理としては、提案時点から各業務段階でのコスト削減内容を整理するという理解でしょうか。	No. 138の回答を参照してください。
142	52	4	6	2	(3)	コスト削減報告書	コスト削減報告書は、事業費の変更を目的として作成するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準所に記載の通り、PFI方式で削減されたコストについて報告するものです。
143	52	4	6	2	(4)	c. 要求水準確認計画書の作成	計画書を各区分に分けて提出することをお求めですが、本事業には、「解体撤去」にかかる工事が無いものと理解しておりますが、この区分は提出しなくてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。「解体撤去」は誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
144	53	4	6	2	(5)	d. 近隣説明の工程	本事業では、事業説明の対象となる近隣住民がいないと理解しており、近隣説明のスケジュール作成が不要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	近隣住民はいませんが、近隣企業がいるため、説明を実施してください。
145	54	4	6	2	(6)	b. エネルギー使用量の予測	エネルギー使用量予測値を「海上保安庁及び事業者毎の負担値とともに提出する」とありますが、海上保安庁と事業者との負担区分をご教示ください。	事業者の負担は、維持管理・運営業務に係る区分とし、それ以外を海上保安庁の区分とします。
146	54	4	6	2	(6)	環境対策等	エネルギー使用量の予測に記載されている『事業者毎の負担値』とは具体的に何を指すのでしょうか。	No. 145の回答を参照してください。
147	54	4	6	2	(7)	事業パンフレットの作成	パンフレットは工事完了時に編集可能な完全データで提出し、提出以降のパンフレット修正、増刷については海上保安庁が行うとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	54	4	6	2	(7)	事業パンフレットの作成	これらのパンフレットは、作成したパンフレットデータのpdfデータの提出で結構でしょうか。	No. 147の回答を参照してください。
149	54	4	6	2	(7)	事業パンフレット	作成部数の定めはありますか。また、工事着手後は作成不要という理解でよろしいでしょうか。	別添資料4-7を参照してください。
150	54	4	6	2	(12)	近隣対策	近隣としては、土地所有者であり、隣地で再生可能エネルギー事業を展開している㈱IHIだけかと想定しています。他に配慮が必要な近隣先があればご教示ください。	メガソーラー発電所、バイオマス発電施設、精密機械工場のほか、隣接する企業等があります。
151	55	4	6	3	(4)	平面計画の協議	海上保安庁との協議の結果、提案時から設計を変更した場合において追加費用が発生した場合、海上保安庁の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	56	4	6	3	(8)	透視図及び模型等の作成	「模型材料は、変色及び退色しにくいものとする。」との記載がありますが、模型自体の塗装等はどのようなものを想定していますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
153	58	4	6	4	(1)	b. 既存建物等の解体撤去工事	既存建物の解体撤去とは何の解体撤去を事業範囲とするのでしょうか。対象の解体物がないと理解しています。	ご理解のとおりです。「解体撤去」は誤記ですので、実施方針公表時に修正します。
154	58	4	6	4	(1)	建設工事	既存建築物の解体撤去工事の対象となる建物をご教示下さい。	No. 153の回答を参照してください。
155	58	4	6	4	(4)	c. 海上保安庁による重点確認工程等	事業者が立ち会う「海上保安庁及び海上保安庁が別に契約するコンサルタント業者による実地調査」について、立ち会う日時、調査内容は事前に事業者に通知いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
156	59	4	6	4	(7)	実施工程表、月間工程表の提出	対象の解体物がないと理解しており、「解体撤去」区分における実施工程表の作成が必要がないと思いますがいかがでしょうか。	No. 153の回答を参照してください。
157	59	4	6	4	(9)	海上保安庁が行う別途業務への協力	別途業務への協力にあたり「海上保安庁が実施する本事業以外の内装工事又は改修工事等の別工事」とあります。対象施設を含め具体的な工事概要をお示しください。	現時点では具体的に想定していません。
158	59	4	6	4	(9)	海上保安庁が行う別途業務への協力	調整の主体は海上保安庁であり、事業者は、工事の統括管理を行うのみと理解してよろしいでしょうか。	質問の意味が分かりかねますので、次回再度ご質問ください。
159	61	4	6	4	(20)	建設工事内容紹介プレゼンテーションソフト作成	ここでいうプレゼンテーションソフトとは、MicrosoftのPowerPointで結構でしょうか。	結構です。
160	62	4	6	4	(23)	図面等の情報の適正な管理 a. (b)	「工事の履行のための下請負人等へ図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う」とありますが、「最小限の範囲」を具体的にご教示頂けますでしょうか。	下請負人が請け負う業務に必要な範囲とします。
161	62	4	6	5	(1)	工事監理	「工事監理業務は「建築士法…（中略）…で行う業務とする」と記載がありますが、駐機場・タンク等は空港土木工事共通仕様書等を準用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	65	5	1	1	(1)	業務の原則b	別添資料5-1にもあるように、維持管理・運営期間の20年間で、海上保安庁の別途費用負担による大規模修繕工事などは行う予定がなく、電気設備や空調設備などについても、事業者の行う点検と修繕で性能を維持することが求められるとの理解でよいでしょうか。	別添資料5-1に示す修繕業務の考え方により、本施設の機能の要求水準を維持するように修繕業務を行う必要があり、また、要求水準書（案）第5章第3節1(2)(d)では点検周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めることを規定しています。これらを踏まえた維持管理に係る提案を頂くこととなります。
163	65	5	1	1	(1)	業務の原則b	空調機器機器など、事業者の行う点検と修繕を確実に実施していても、そのもの自体の交換を行わないと、施設の要求水準が保たれないような事象に対しては、その交換費用は海上保安庁で別途ご負担いただくとの考え方で良いでしょうか。	No. 162の回答を参照してください。
164	65	5	1	1	(2)	業務実施の基本方針 h.	また、事業期間終了後の維持管理に関し海上保安庁が特別な経費や特別な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格を有しないようにする。とありますが、別添資料5-2にある「必要な資格」はこの場合の資格には含まれないと解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	65	5	1	1	(2)	秘密保持	i に記載の秘密を保持すべき海上保安庁の情報について、事前に秘密情報の具体的な定義付けを行うことや、開示時に秘密情報と明示するなど、範囲を限定いただけますでしょうか。	海上保安庁が行う業務の性質を踏まえ、基本的に公表を想定しているものではないため、秘密情報として範囲を限定することは想定していません。
166	66	5	1	2	(1)	c. 本業務に含まれていない業務	海上保安庁が独自に実施する備品等についてお示しください。また、海上保安庁が独自に実施する備品等の維持管理以外には、どのような備品を想定すればよいのかお示しください。事業者側で維持管理すべき備品が無いという場合には、その点の明記をお願いします。	事業者が設置する備品等としては、回転翼格納庫・船艇用品庫に設置する棚、移動書庫となります。海上保安庁で調達する備品については書棚、事務机、椅子、会議用テーブル、整備に必要なフォークリフト、牽引車等車両等を想定しています。
167	66	5	1	2	(1)	本施設の維持管理業務	C. 本業務に含まれていない業務として（b）光熱水費の支払業務とありますが、そもそも本施設にかかる光熱水費は、その所有者である海上保安庁が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	66	5	1	2	(1)	c. 本業務に含まれていない業務	SPC職員の執務室として設定のあるn1「給油施設監視室」とn2「給油施設庁務員室」の光熱費の負担は、事業者では不要であるとの理解でよいでしょうか。	No. 167の回答を参照してください。
169	66	5	1	3	(2)	業務の実施体制	管理統括責任者やその代替者は、事業者を構成する参加企業や、その会社から委託を受けた会社の社員であればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
170	67	5	1	3	(5)	業務の実施体制	維持管理・運營業務は、複数の会社で分担して事業を担い、また、これらの会社から再委託を受けた会社も業務にあたるため、複数の会社が携わることになりますが、整える服装とは、上下全身を指すものではなく、ビブスや腕章などの統一など、外部から見て事業者関係者であることが明示できれば良いレベルでの統一で十分でしょうか。	事業者の判断に委ねます。
171	69	5	1	5	(3)	d. 消防計画書	d. 消防計画書に「(a) 事業者は、海上保安庁の管理の権原に属する部分以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として防災管理者及び防災管理者を選任する。」とありますが、事業者（SPC）としての業務範囲・業務分担を明確にしておきたいと考えています。海上保安庁と事業者との業務区分（分担）について、消防計画に関連事項についての詳細をご教示ください。	本事業における防火管理者は一括して事業者とします。要求水準書に示します。
172	71	5	1	5	(4)	c. その他の報告書	日報、月報では具体例が記載されていますが、「その他の報告書」は記載がありません。日報、月報と同様に具体的な例示をお願いします。	必要に応じて協議により定めるものとします。
173	71	5	1	5	(6)	f. 緊急時の対応	海上保安庁への協力を行うとありますが、具体的にどのような業務を想定しているかお示しください。また、この協力に伴う対価や支払についての商務条件をお示しください。	海上保安庁が行う災害対応、緊急出動等に関連する業務を想定していません。この協力に伴う対価は別途清算し、海上保安庁から事業者へ支払うことを想定しています。
174	71	5	1	5	(6)	f. 緊急時の対応	緊急時対応によって、事業者にコストが発生した場合は、海上保安庁にて負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	No. 173の回答を参照してください。
175	71	5	1	5	(7)	国等が行う別途業務への協力	例示で構いませんので、別途業務とはどのような内容のものかご教示ください。	現時点において具体的に想定するものではありません。
176	73	5	2	1	一	業務内容	オイルフェンスの展張方法については、「巡視船への給油」と「タンカーからの荷入れ」それぞれケースバイケースで、事業者側の創意工夫により決定して実践するものと理解していますが、展張方法についての指定がありますか。	特に指定はありません。
177	73	5	2	1	(5)	業務実施体制 b.	船舶への2隻同時給油を可能とする体制をとる場合、それぞれのバースに対して「危険物取扱者1名及び作業員2名」の配置が必要となり、6名以上体制となる必要があるとの理解でよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
178	73	5	2	1	(6)	業務実施に係る事項	給油対応する時間以外の、給油設備他の警備体制、セキュリティはどのように考えておられますか。敷地入口の施錠はあると思いますが、海からの侵入対策はどのように考えておられますか。	海からの侵入は想定していません。
179	73	5	2	1	(6)	業務実施に係る事項	人がいないときの、特別な警備体制（海からの侵入者に対する警備等）について、指定は有りますか。	No. 178の回答を参照してください。
180	73	5	2	1	(6)	実施業務に係る事項 b.	船舶への給油希望日時の連絡は、海上保安庁から連絡担当者を介して行うとあるが、ここでいう「連絡担当者」とは、海上保安庁の方でしょうか。それとも、事業者で設定する「連絡担当者」でしょうか。	連絡担当者は海上保安庁職員を指します。
181	73	5	2	1	(6)	業務実施に係る事項 巡視船への給油業務	「給油希望日時の連絡は、海上保安庁から連絡担当者を介して行う」とありますが、「連絡担当者」とはどなたを指すのでしょうか。	No. 177の回答を参照してください。
182	73	5	2	1	(6)	業務実施に係る事項 巡視船への給油業務	給油日が休祝日の場合、追加費用は海上保安庁にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	73	5	2	1	(6)	業務実施に伴う事項	f で海上への流出の際の業務、費用等について記載があり当然と考えておりますが、油吸着材等の処分方法については、専門業者を考えておりますが、特に処分方法等についての詳細の海保様のマニュアル等ございますか。	海上保安庁のマニュアル等はありません。関係法令等を遵守して適切に処分してください。

No.	頁	章	節	細節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
184	73	5	2	1	(6)	実施業務に係る事項	巡視船への給油業務と、タンカー船からの貯槽への荷受け業務(燃料搬入管理業務)が、同日の同時間帯に行われることを避けるために、「海上保安庁と協議」して、対応日をずらすなどの対策をとることの事業者側の自由度はどれほど確保されていますか。	その時点での状況に応じ、協議により対応を検討し実施することとします。
185	73 74	5	2	1 2	(6) (4)	実施業務に係る事項	巡視船への給油業務と、タンカー船からの貯槽への荷受け業務(燃料搬入管理業務)が、同日の同時間帯に行われることはあり得ますか。	あり得ます。
186	73 74	5	2	1 2	(6) (4)	実施業務に係る事項	巡視船への給油業務と、タンカー船からの貯槽への荷受け業務(燃料搬入管理業務)が、同日の同時間帯に行われる場合、この2つの業務それぞれにたいして、「危険物取扱者1名と作業員2名」の配置が必要で、合計6名以上での作業が必要となりますか。	業務実施体制は、事業者の提案によるものとします。
187	73 74	5	2	1 2	(6) (4)	実施業務に係る事項	巡視船への給油業務と、タンカー船からの貯槽への荷受け業務(燃料搬入管理業務)が、同日の同時間帯に行われる場合、この2つの業務それぞれにたいして、「危険物取扱者1名と作業員2名」の配置が必要で、なおかつ、巡視船への給油業務が2隻同時と重なった場合、合計9名以上体制となる必要があるとの理解でよいでしょうか。	業務実施体制は、事業者の提案によるものとします。
188	74	5	2	2	(2)	a. 受入回数、受入量等 屋外貯蔵タンクへの受入	「タンカーからの受入」と「巡視船2隻への同時給油」のすべてを同時に 行うことはありますでしょうか。必要な場合は事業計画に盛り込みますの で明記ください。なお、巡視船への安全かつ確実な給油運営の観点から、 タンカー船の手配については、事業者側で直接調整が可能となるべく運用 方法につきご検討をお願いします。	タンカー船の手配は、海上保安庁で実施します。運用方法については、別 途協議します。
189	74	5	2	2	(2)	a. 屋外貯蔵タンクへの受入	1回あたりの受入量は1,000~2,000klとの事ですが、タンクの空き容量を 考慮し維持運営側と協議して受入量を決定していただけるでしょうか。	お見込みの通りです。
190	74	5	2	2	(4)	業務実施に係る事項 燃料搬入管理業務	「燃料受入希望日時の連絡は、海上保安庁から連絡担当者を介して行う」 とありますが、「連絡担当者」とはどなたを指すのでしょうか。	No. 180の回答を参照してください。
191	74	5	2	2	(4)	業務実施に係る事項 燃料搬入管理業務	燃料受入日が休祝日の場合、海上保安庁にて追加費用をお支払いいただけ るという理解でよろしいでしょうか。	No. 180の回答を参照してください。
192	74	5	2	3	一	燃料在庫管理業務	燃料在庫の管理にあたって、タンクに搬入された燃料の品質管理も、事業 者が担いますか。	搬入時の品質は海上保安庁がリスク負担しますが、搬入された燃料の品質 の維持については事業者が負担します。
193	74	5	2	3	一	燃料在庫管理業務	燃料在庫の管理にあたって、タンクに搬入された燃料の品質管理も、事業 者が担う場合、これらの品質をチェックするのに、外部機関への調査を依 頼するほどの点検性能が求められますか。	外部機関への調査を依頼することは想定していません。品質管理に不備が ないことを要求しているものです。
194	77	5	3	4	(2)	a.	事業者で、施設全体から出る海上保安庁が出した廃棄物についても管理を 行う必要があるとの理解でしょうか。	要求水準書(案)第5章第3節4(2)に記載のとおり、海上保安庁から発生し た廃棄物については対象外となります。
195	77	5	3	4	(2)	a.	事業者で、施設全体から出る海上保安庁が出した廃棄物について収集を行 うためには、産業廃棄物収集に係る許可等が必要となりますので、ここ でいう「収集」とは、施設内で一時保管されている廃棄物を、海上保安庁が 契約している廃棄物収集業者、または一般廃棄物集業者との間で、その収 集に関する連絡調整を行うとの理解でよいでしょうか。	No. 194の回答をご参照ください。
196	77	5	3	4	(2)	a.	廃棄物を管理する上で、事業開始後に海上保安庁で排出する廃棄物として 想定される量や種類、また、現時点で「鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基 地」から排出されている廃棄物の量や種類をご開示いただけますでしょ うか。	No. 194の回答をご参照ください。

3. 別添資料に対する質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	別添資料4-3	-	-	2	k1	格納庫大型扉	格納庫正面に設置する『大扉』の開閉機構、材質については、別添資料4-2 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表及び建築基準法に適合するものであれば特に問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	別添資料4-3	-	-	2	k1	機体格納スペース	格納庫（機体格納スペース）に燃料等の危険物を予備に指定数量の1/5以上の保管することはないでしょうか。	想定していません。
3	別添資料4-3	-	-	2	k1	回転翼機想定機種	「想定機種 ユーロコプターEC225型」とありますが、仕様諸元を提示ください。合わせて、格納時の離隔距離を含めた平面・立面寸法の提示をお願いいたします。	想定機種の三面図及び寸法がわかるものを添付します。
4	別添資料4-4-4	1	1	-	-	高潮、津波による浸水想定資料	当該計画地における津波高及び高潮高をご教示下さい。また、津波発生時と高潮発生時とを同時に考慮する必要があるか否かについてもご教示下さい。	同時発生に考慮する必要はありません。
5	別添資料4-4-4	1	1	-	-	高潮、津波による浸水想定資料	大潮時の台風通過による浸水深は何mでしょうか。	最大高潮偏差は、2.5mとする。
6	別添資料4-4-4	1	1	-	-	高潮、津波による浸水想定資料	入札の公正を期すため、想定する津波高さは、「鹿児島県沿岸における津波浸水想定」の「津波浸水予測図」における鹿児島市(市街地)の最高津波水位TP+3.6mでよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
7	別添資料5-4	1	2	-	(1)	オイルフェンス展張について	タンカー船にて受入時にオイルフェンス展張（巡視船全体を覆う？）巡視船への給油時は棧橋パースからの展張（給油作業の範囲だけ棧橋からの展張？）で宜しいでしょうか。	事業者の提案事項といたします。
8	別添資料5-4	1	2	-	(1)	オイルフェンス展張について	天候不良等、展張できない日は、安全性を優先し、受入・給油作業しなくて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。実際の作業については海上保安庁と協議の上調整することとします。
9	別添資料5-4	1, 2	1~3	-	-	事務所業務について	出荷・受入・在庫管理のシステムはどのようなものか。（基準？プラントロス・許容限度等）	事業者の提案によるものとします。
10	別添資料5-4	2	4	-	-	災害発生時等の協力	この対応に係る費用は別途精算頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	別添資料5-4	3	7	(1)	③	年報	1行目の「当組合」とは、何を指しておられますか。また、※公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3カ月以内に、監査報告書を提出する。ありますが、運営記録の年報も監査報告書の対象とするのでしょうか。	「本組合」は誤記ですので、実施方針公表時に修正します。正しくは、「海上保安庁」です。後段は、ご理解のとおりです。
12	別添資料5-4	4	10	-	-	維持管理・運営業務	「別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準」の10に施設警備・防犯という項目がありますが、給油施設以外は不要という理解でよろしいでしょうか。	本事業で整備するもの全体です。
13	別添資料5-4	4	11	(3)	-	海上保安庁との定例会議への参加	「11 海上保安庁によるモニタリングの実施」の(3)に定例会議の記載がございますが、開催場所はどちらになりますか。また、リモート形式も可能と理解してよろしいでしょうか。	開催場所は現地を想定しています。リモート会議の可否については選定事業者との協議により決定します。
14	別添資料5-4	4	11	(3)	-	海上保安庁との定例会議への参加	定例会議の場所は、舟艇用品棟の会議室をえるのでしょうか。	設計及び工事期間中における定例会議では使用できません。

4. 参考資料に対する質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	参考資料2-1	-	2	2.1.2	-	工事用基準面 (CDL)	参考資料ではCDL±0はTP+1.33mとなっておりますが、入札の公正を期すため、本事業においてはこの数値を採用してよろしいでしょうか。	結構です。
2	参考資料2-1	-	2	2.3.5	1)2) (3)	当該計画地について	1)にて、イ～ハ地盤の何れかに適合するものとされていますが、2)-(3)では、イとハ地盤のみで比較した(ロ地盤を比較しなかった)理由は何かございますでしょうか。 ハ地盤のサンドコンパクションパイル工法の改良範囲(タンク半径+10m)の方が、ロ地盤(タンク半径+5m)より広がっています。	基本計画は参考資料として示したものであり、その内容を踏まえ、事業者において計画してください。
3	参考資料2-1	-	4	4.2.1	2 1)2)	ボーリング位置・仮想土質 縦断図 地盤条件	杭基礎を使わず、サンドコンパクションパイル工法のみで、地盤に対する要求性能(所定の支持力、沈下量など)を満たすことが可能であれば、その方法でも良いのでしょうか。	結構です。
4	参考資料2-1	-	4	4.2.1	2 1)2)	ボーリング位置・仮想土質 縦断図 地盤条件	4.タンク基礎の設計の設計方針で、「今回の計画策定業務は概略検討で方向性を決める業務のため、既往の地質調査データを用いて想定した土層構成・物性値で検討を行う。」とされており、又、4.2の液状化判定検討に於いても「今回、タンク設置位置でのボーリングデータがないため、・・・、敷地調査報告書及びE護岸設計資料より、・・・液状化判定を行う。」とされています。 施工に先立ってタンク建設位置で実施した土質調査による、液状化判定等の結果を基に、要求性能を満たす工法及び仕様を見直すと考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 調査結果を基に、要求水準を満たす工法及び仕様をご提案ください。
5	参考資料2-1	-	4	4.2.3	-	サンドコンパクションパイル工法による地盤改良の検討	「地盤改良工は、周辺の振動を影響を考慮して、サンドコンパクションパイル工法を用いる」と記載されていますが、対象となる構造物等への離隔距離若しくは振動基準値をご教授下さい。	基本計画は参考資料として示したものであり、その内容を踏まえ、事業者において計画してください。
6	参考資料2-1	-	6	6.2	-	防消火設備	地元消防局と事前協議を行ったとの事ですが、その際の議事録等がありましたらいただけませんか。	提供できるものではありません。
7	参考資料2-2-1	-	-	-	-	鹿児島港巡視船基地 土地使用面積図	E岸壁・F岸壁のエプロン及び道路の不陸整形・舗装は本事業に含まれるのでしょうか。	施工に係る部分については、含みます。
8	参考資料2-2-1	-	-	-	-	土地使用面積図	E岸壁の東側が計画対象地外となっておりますが別添資料2「施設配置イメージ」では配管が通る計画になっております。計画対象地に間違いはないでしょうか。	配管施工に係る部分については、含みます。
9	参考資料2-2-1	4	-	(4)	-	土地使用面積図(詳細)	参考資料2-2-1の解像度が低く接道状況が判別できません。CADデータを開示いただけませんか。	実施方針公表時に示します。PDFデータにて提供します。
10	参考資料2-3-3	-	-	-	-	-	ルート①、ルート②ともに、借地範囲に含まれていないと考えられ、公道でもないことから、建設・運営・維持管理期間にわたり、常時利用可能な権利を海上保安庁にて取得いただけるという理解で間違っていないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
11	参考資料2-3-3	-	-	-	-	-	建設工事の資材搬入や残土搬出のために海上輸送を検討したく、F岸壁を利用したいと考えますが許可いただけますか。また、許可に際して、必要な利用条件、手続きを明示ください。	海上輸送にあたりF岸壁を利用することは可能です。国有財産使用許可手続に準じて使用することは可能ですが、岸壁に船舶を係留する設備はありません。また、利用条件には以下の項目を付加します。 ・車両等の動線の確保 ・巡視船の出入港に必要な水域の確保 ・荷役時の交通誘導員の配置
12	参考資料2-3-3	-	-	-	-	工事資機材の陸上搬入路等について	参考資料2-3-3で、工事資機材の陸上搬入路が示されていますが、IHI正門の通行にあたって、事業者は支障がないものと解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	参考資料2-3-3	-	-	-	-	工事資機材の陸上搬入路等について	参考資料2-3-3で、工事資機材の陸上搬入路が示されていますが、IHI正門の通行にあたって、通行時間の制限はないものと解してよろしいでしょうか。	正門からの工事資機材搬入は出来ません。
14	参考資料2-4-1					給水引込について	ハンドホール～照明灯の図中に給水管100φが記載されており、給油施設及び格納庫への給水はこの配管から分岐して引き込むものと考えられますがよろしいでしょうか。また引込サイズの制限はございますでしょうか。	直圧給水は不可とします。
15	参考資料2-5-1 ～参考資料2-5-8	-	-	-	-	-	海上保安庁の方で格納庫・船用品倉庫・給油施設建設予定地の土質調査を今後実施される予定でしょうか。	海上保安庁がボーリング調査を実施する予定はありません。
16			9.1 .3			有資格者について	消防設備士免状のどの種類が必要でしょうか。 (第1類・第2類・第4類・第6類の個別、複数など)	事業者で提案をする施設に該当する資格が必要です。
17			9.2			車両について	商用車2台の配置が検討されておりますが、それぞれの使用用途の想定を提示をお願いします。	商用車は事業者の業務用と想定しています。
18	参考資料全般					参考資料について	参考資料の各業務・作業の詳細が記載をされていますが、記載事項は参考という位置づけであり、本事業業務における要求水準は、現在の参考資料を基本として今後別途提示されるという認識でよろしいでしょうか。	本事業における要求水準は、実施方針公表時に合わせて公表する要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書をご確認ください。

5. その他の質問

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1						現地確認	入札書提出までの期間は、申請をすればいつでも現地確認が可能として下さい。その場合、現地確認可能となる時期はいつからになりますか。(入札公告後でしょうか。)	入札公告時に示します。
2						現状の工事用盛土エリアの状況について	工事着手時には現在の工事で利用されている盛土は無くなると伺いましたが、盛土が無くなった後のGLをご教示いただけませんか。	盛土等の撤去時期については、実施方針(案)No.16・18に記載のとおりとなります。敷地全体に勾配等の高低差はありますが、現状のGLと同等とお考えください。
3						工事着手時の敷地状況について	工事着手時には「給油施設より西側」エリアの現在の工事用以外の盛土については工事着手時はどのような状況の想定でしょうか。(現状雑草の生えている盛土部分)	敷地全体の元々の形状が、給油施設側より、西側(F護岸沿い)のエリアは、盛土状に50cm程度の高低差があり、その上に盛土をしていますのでご注意ください。 ※工事用盛土については、参考資料2-2-1の「⑨ 浚渫土仮置場」、「⑬・⑭ 脆弱土仮置場」となります。
4						仮設計画について	上記No.3で現況のままであった場合、切土を行い仮設事務所等の計画地とすることは可能でしょうか。	可能です。
5						荷役作業について	業務における海上保安庁様と事業者との責任分岐点はどこになるでしょうか。アームやホースフランジ部分を想定していますが、どこになるか提示頂ければと思います。	巡視船又はタンカー船の給油口の接続場所が責任分界点となります。
6						安全基準について	安全に関わる基準は今後提出されますでしょうか。	安全に関しては関係法令を遵守するものとし、維持管理・運営期間については、例えば、要求水準書(案)第5章第2節1(6)及び2(4)に示す運営マニュアル等において事業者の提案によるものとします。
7						書類について	巡視船への給油作業で、公的な提出書類はあるでしょうか。もしありましたら、どのような書類があるか提示をお願いします。	公的書類はありません。ご提案ください。
8						施設計画検討プラン	参考資料の「基本計画報告書」には、回転翼機格納庫及び船舶用品庫棟など施設関連の資料が見当たりませんが、基本計画での施設計画検討プラン(配置・平面)などの提示のご予定はありますでしょうか。	参考資料は給油施設の基本計画を策定したものです。回転翼機格納庫及び船舶用品庫の施設計画検討プランを公表する予定はありません。
9						情報の開示	土地に関する情報、「雨水排水管の場所、土壤汚染の状況など」、所有者が本来持っているであろう、また、今からでも調査が可能である情報については、公平性の点から、開示して頂くことを望んでおりますが、いかがでしょうか。	雨水排水管については、実施方針(案)No.167に記載のとおりです。インフラ設備等の設計時に土地所有者に確認し、資料提供を受けていますが、「雨水配管の場所、土壤汚染の状況など」の資料はないことを確認しています。 ※雨水配管の資料は上記のとおり一部ありますが、本事業の計画地以外のもの(既設船艇用品庫用地)のものです。
10						関係者による情報開示	本事業の基本計画策定業務等、募集要項等を作成するにあたっての事前調査等に携わった企業のみが有する、本事業に影響を与える情報(開示されている報告書内で黒塗りが施されている部分に関する情報や、報告書の作成過程で得られた情報であって、報告書内には含まれていないもの等)が存在し、当該企業が斯かる情報を独占的に活用して入札に参画する場合、競争上の公平性が著しく阻害される可能性があるものと考えられます。当該企業が本件入札に参画するにあたっては、各入札参加者に対し全ての関連情報を平等に公開することを義務化していただけますでしょうか。	基本計画はあくまでも本事業に参加しようとする者への参考資料の位置づけであり、本事業は、基本計画に基づく事業者の創意工夫を期待するものです。基本計画の公表は、提供する情報の公平性を確保するために行っています。

No.	資料名	頁	章	節	項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
11						関係者による情報開示	本事業の基本計画策定業務等、募集要項等を作成するにあたっての事前調査等に携わった企業のみが有する、本事業に影響を与える情報（開示されている報告書内で黒塗りが施されている部分に関する情報や、報告書の作成過程で得られた情報であって、報告書内には含まれていないもの等）が存在し、当該企業が斯かる情報を独占的に活用して入札に参画する場合、競争上の公平性が著しく阻害される可能性があるものと考えられます。当該企業が本件入札に参画するにあたっては、各入札参加者に対し全ての関連情報を平等に公開することを義務化していただけますでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。
12						関係者による情報開示	本事業計画地の所有者のみが有する、本事業に影響を与える情報（雨水排水管の状況や土壌調査の結果等）が存在し、当該企業が斯かる情報を独占的に活用して入札に参画する場合、競争上の公平性が著しく阻害される可能性があるものと考えられます。当該企業が本件入札に参画するにあたっては、各入札参加者に対し全ての関連情報を平等に公開することを義務化していただけますでしょうか。	必要な情報は、平等に開示します。
13						関係者による情報開示	本事業計画地の所有者のみが有する、本事業に影響を与える情報（雨水排水管の状況や土壌調査の結果等）が存在し、当該企業が斯かる情報を独占的に活用して入札に参画する場合、競争上の公平性が著しく阻害される可能性があるものと考えられます。当該企業が本件入札に参画するにあたっては、各入札参加者に対し全ての関連情報を平等に公開することを義務化していただけますでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。